

旭小学校

避難所運営マニュアル



★この避難所運営マニュアルは、万能ではありません。

災害の大きさ、避難の状況、時間の経過に応じて、避難所の運営内容も変化するものと考えます。

揺れや津波から命を守った後、避難者の皆さんで、このマニュアルを参考に協力し、助け合い、安全に運営していきましょう。



旭小学校区自主防災会連合会
高知市
平成29年9月作成
令和3年12月改訂
令和8年3月一部修正

＝初動対応＝

●安全な場所へ避難するまでの手順です。

災害時は、予想していなかったことが発生する可能性もありますが、このマニュアルを参考に、皆さんで協議をしながら対応していきましょう。落ち着いて、ご自身の安全を第一に行動してください



1

避難者は運動場にて待機

- 建物の安全が確認できるまで、室内には入らない

2

代表者数名で自動解錠装置付キーボックスから入手したカギで、防災倉庫に指示書を取りに行く

3

リーダーを決める

- リーダーは4人の班長を選任し、班ごとの指示書を渡す。

1. 安全確認チーム
2. トイレチーム
3. 受付チーム
4. 区割りチーム

4

リーダーは「リーダーチェックシート」の手順で指示を出す

目 次

1. 避難所を開設するための準備

- 1. 避難所を開設するための準備 **リーダーカード**
- 1-1 避難所の安全確認
- 1-2 トイレの確保
- 1-3 受付の設置
- 1-4 避難所の区割り・学校施設開放計画

2. 避難者の受け入れ

- 2. 避難者の受け入れ **リーダーカード**
- 2-1 避難者の受付
- 2-2 傷病者の把握・応急対策
- 2-3 要配慮者の把握・生活支援
- 2-4 ペットの受け入れ
- 2-5 トイレの巡回確認
- 2-6 食料・物資の配給
- 2-7 被災者への情報伝達
- 2-8 災害対策本部との連絡

3. 避難所の運営

- 3. 避難所の運営
- 3-1 避難所運営委員会の設置
- 3-2 活動内容
- 3-3 避難所のルール

4. 基本情報

- 4. 基本情報

避難所運営の流れ ①

避難所へ
集まった人

防災倉庫から
マニュアルを
入手します。

リーダーを
決めます。

避難者に運動場で待機を
お願いします。

リーダーがチーム長を決め、避難所を開設するための準備のカードを
各チーム長に渡し、作業を指示します。

1-1 避難所の安全確認

→避難所として使用可能か確認します。

安全確認チーム



使用不可能

ほかの
避難所へ

使用可能



※他の避難所へ移動不可能な
場合は、使用できる場所を限定して使用

1-2 トイレの確保

トイレチーム



→既存トイレを立入禁止に
し、簡易トイレを設置し
ます。

簡易トイレ設置
イメージ図



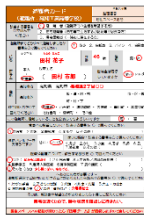
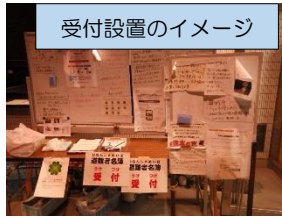
1-3 受付の設置

受付設置チーム



→受付を設置します。

受付設置のイメージ



避難者名簿等を
準備する。

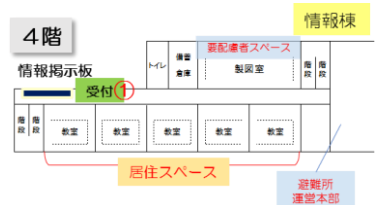
1-4 避難所の区割り

区割りチーム



→避難所の区割りを
行います

配置計画図（例）



訓練時の区割りの様子



移行

避難所開設の準備が整ったら、避難者の受け入れに移行します。

→次のページ参照

1.

避難所を開設するための準備

避難所運営の流れ ②

リーダーがチーム長を決め、受入れ段階のカードを渡し、作業を指示します。

リーダー

避難者の受入れ



《役割について》

《内容》

2-1 避難者の受付 避難者の受付を行います。

避難者名簿の配布など

2-2 傷病者の把握・応急対策 . . . 救護スペースの設置、傷病者の把握、緊急搬送の要請を行います。

2-3 要配慮者の把握・生活支援 . . . 要配慮者を把握して、スペースに誘導し、共助でできる範囲で生活支援を行います。

2-4 ペットの受入れ ペットスペースの設置、ペット同行避難者を把握します。

2-5 トイレの巡回確認 トイレが適切に使用されているか、巡回確認します。

2-6 食料・物資の配給 食料や物資などの配給を行います。

2-7 被災者への情報伝達 避難者に対して、情報伝達を行います。

2-8 災害対策本部との連絡 災害対策本部と連絡を取ります。

受付チームが作成した避難者名簿に基づき、避難所の状況連絡表を作成します。

リーダーは状況を見て、避難所運営委員会による運営に移行させます。

3-1 避難所運営委員会の設置

3-2 活動内容（班ごとの役割やスケジュール）

3-3 避難所のルール

閉鎖に向けた動き

2. 避難者の受入れ

3.

避難所の運営

撤収

要配慮者の受入れおよび福祉避難所などへのスクリーニングと移送の流れ



要配慮者
ご本人
また その家族



避難所運営
スタッフ



市職員など

要配慮者用の受付に並ぶ。

- ・避難者受付簿に記入する。
- ・避難者名簿を受け取り、記入を行う。

要配慮者とその家族の方を、要配慮者用の受付に誘導する。

(2-1 受付チーム)

誘導チームの聞き取り調査に答える。



家族と避難所運営スタッフと協力し、生活支援を行う。



判断基準（例）

- 病院
治療が必要な方
…発熱・下痢・嘔吐
- 福祉避難所
日常生活に全介助が必要な方
…食事や排せつ、移動

が一人でできない

※ 参考
「福祉避難所の確保・運営ガイドブック」26ページ（内閣府・H28）

福祉避難所などへの移送が必要と考えられる場合

災害対策本部に、「スクリーニング要請」を行う。

(2-9 総務チーム)



スクリーニングとは

被災者をその状況に応じて、適切な避難所（もしくは医療機関）への移送を判断することです。

市職員などが要配慮者のスクリーニングを行う。



スクリーニングの結果によって、福祉避難所や医療機関へ移動する。

移送は、①家族、②支援者・ボランティア、③行政職員、④福祉避難所施設職員が行う。

※①～④で対応できない場合は、その都度協議を行う。



建 物 の 力 ギ の 入 手 方 法

このマニュアルは大地震後に小学校へ避難してきた近隣住民で安全な場所を確保するためのマニュアルとして作成したものです。

避難者はまず、自動解錠装置付キーボックスから建物の力ギと指示書入手する必要があります。

自動解錠装置付キーボックス（震度5弱以上の揺れで自動解錠）



※旭小学校には徒歩で避難してください。
車の乗入れは出来ません。
（入口付近が狭く支援車の妨げになるのを防ぐため）

リーダー
チェックシート

1. 避難所を開設するための準備

役 割

避難所の開設に必要な活動を行うチーム長を指名し、作業を指示する。

注 意 点

□ 単独で作業にあたらせないでください。

チェック

☐

1 以下の手順で各チーム長に指示を出す。

チェック

☐

2 安全確認チームへ：指示書に従い建物の安全確認作業

チェック

☐

3 受付チームへ：運動場で待機している避難者を指示書に従い、ブロック（地区）別に分ける

チェック

☐

4 安全確認チームから報告を受ける（まだ避難者を建物内に入れない）

チェック

☐

5 トイレチームへ：トイレの確保を指示

使用可能

使用不可能

トイレの使用はトイレチームの作業完了まで禁止を周知

以降の作業を中止し、建物を立入禁止にします。

避難者を次の避難所へ誘導します。

⇒ 高知商業高等学校
高知特別支援学校

チェック

☐

6 受付チームと区割チームへ：作業開始

リーダー
チェックシート

1. 避難所を開設するための準備

役 割

避難所の開設に必要な活動を行うチーム長を指名し、作業を指示する。

注意点

□単独で作業にあたらせないでください。

チェック



7

受付チームから避難者数の報告をもらい災害対策本部に連絡をする。

チェック



8

避難者の受け入れ準備へ

ポイント



●少ない人員でうまく役割分担するためには

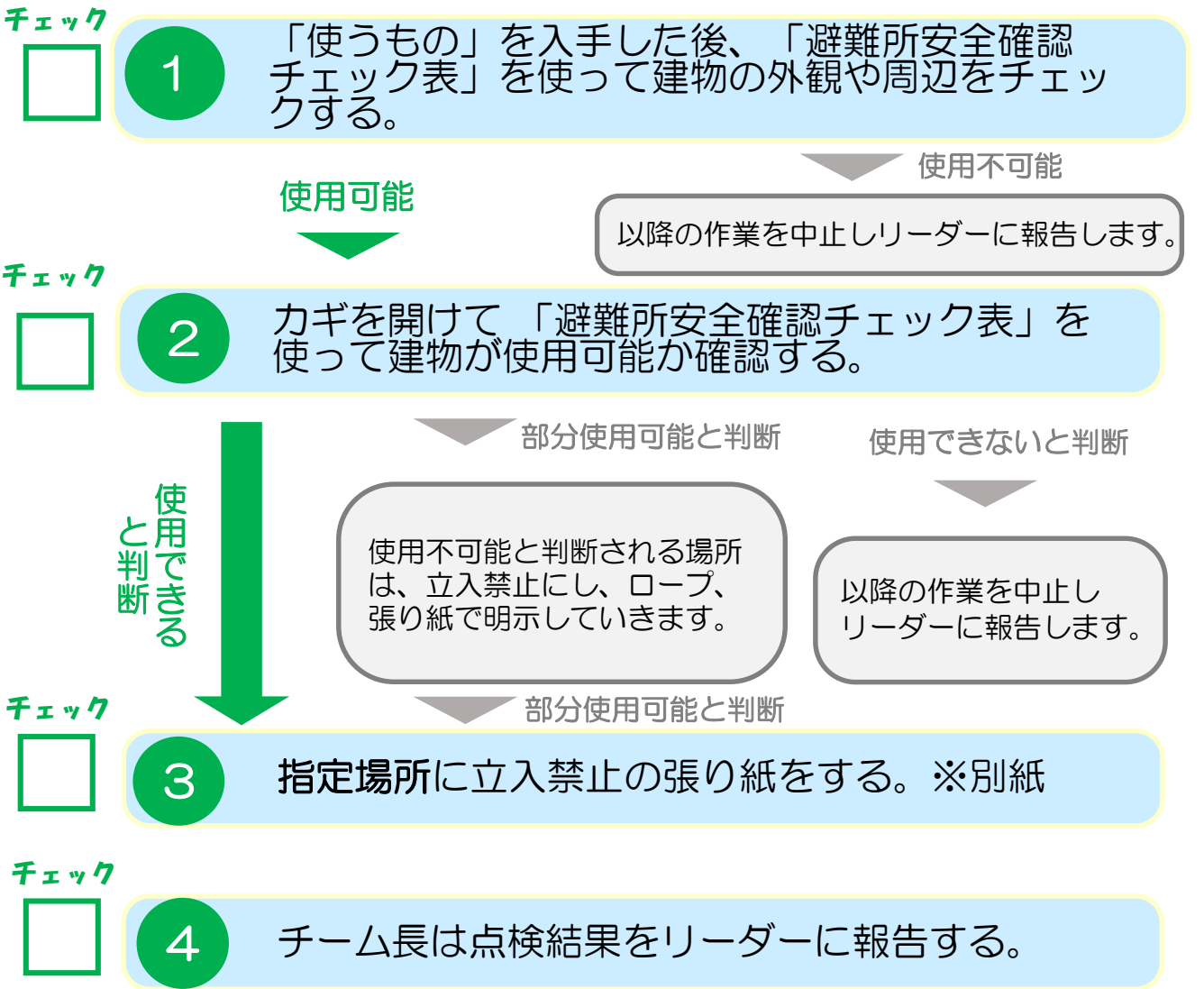
- 状況に応じて、リーダーを変更することができます。
- 人員が少なく、チーム編成が困難な場合は、複数のチームを兼任させます。
- 行政職員が居合わせた場合は、チームの一員として運営に携わります。中でも「2-8災害対策本部との連絡」を優先して行います。
- 施設管理者が居合わせた場合は、施設に関する情報（備蓄品の保管状態や施設の使用可否）の確認を、協力して行います。
- 運営期になると、ボランティアなど、外部から支援が来ることも考えられます。清掃や物資の配給など、一時的に任せられるところを中心に協力を仰ぎます。

1-1

避難所の安全確認

安全確認チーム
カード

役 割	避難所として使用できるか、安全を確認する	3名以上
使うもの	☐ 建物のカギ ☐ 避難所安全確認チェック表 ☐ ヘルメット・拡声器・懐中電灯（夜間の場合） ☐ 張り紙（立入禁止10枚）	
注意点	☐ ご自身の安全を最優先に行ってください。 ☐ 点検は、<u>複数名</u>でチームを作って作業すること。 ☐ 点検時には、ヘルメットを着用すること。 ☐ 建物の安全確認を終えるまで、建物内部に避難者を立ち入らせないこと。 ☐ 建築士など、専門の資格を持った方がいたら、協力を呼びかけましょう。	



① 避難所安全確認チェック表

余震などによる二次災害を防ぐため、開設前に施設の応急的な安全確認を行います

※施設に危険を感じる場合は、避難所としての使用を控えてください。

※確認者の安全を第一とし、明らかに危険な場合は、実施しないでください。

※施設の安全が確認できるまでは、避難者を建物内に立ち入らせず、駐車場などで待機させましょう。

① 校舎・体育館の外観や周辺環境に関する確認

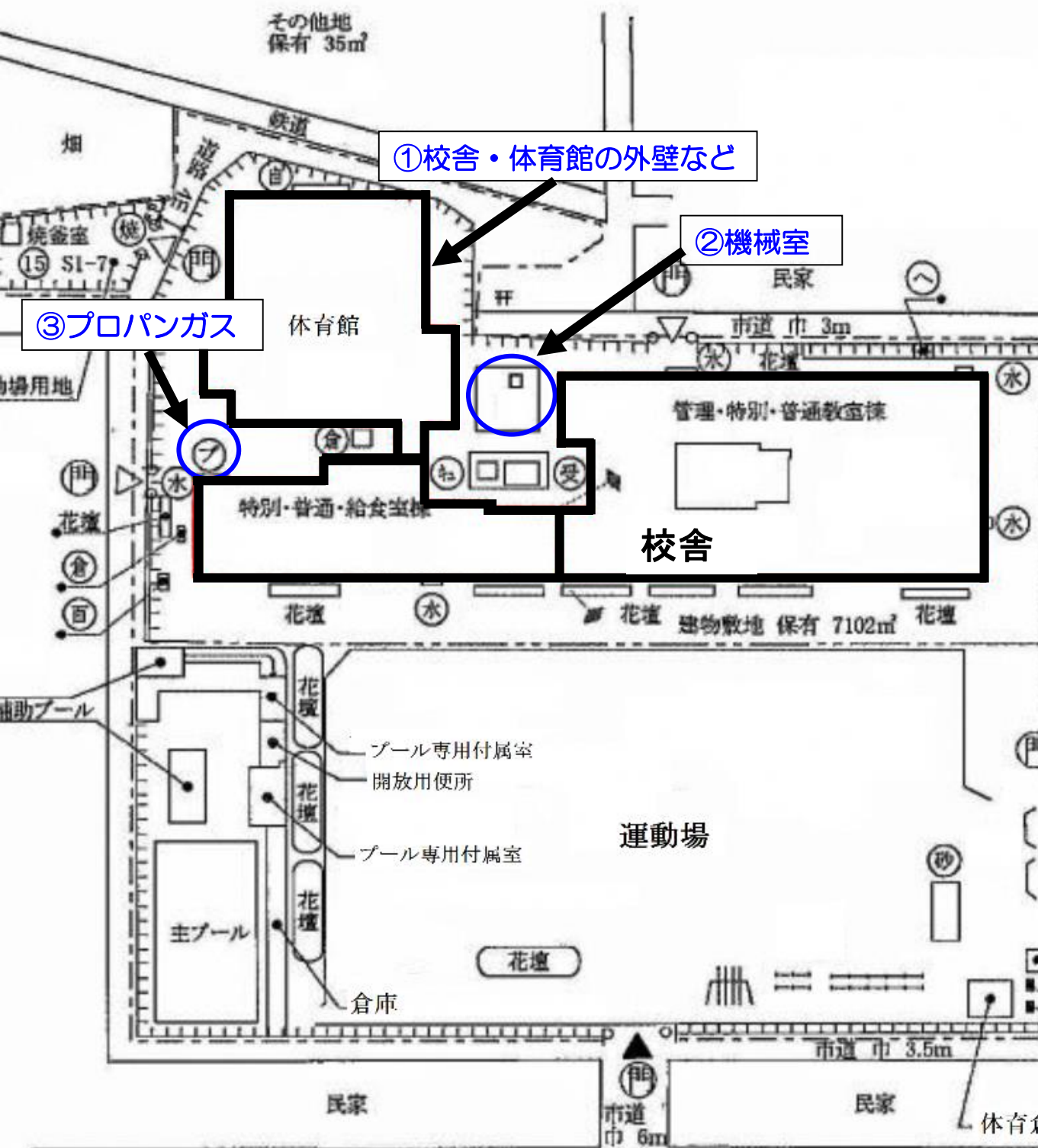
1	校舎・体育館に隣接する建物が傾き、避難所に倒れ込む危険がある	ある	ない
2	周辺で地滑り、崖崩れ、液状化、地盤沈下がある	ある	ない
3	校舎・体育館の基礎が壊れている	ある	ない
4	校舎・体育館自体の傾きがみられる	ある	ない
5	外壁が落下したり、大きな亀裂が入っている	ある	ない
6	骨組みが壊れたり変形したりしている	ある	ない
7	1～6以外に、危険性を強く感じる点がある	ある	ない

※「ある」に1つでも○がある場合は、避難所として活用できません。

速やかに建物から離れ、事前に決めた優先順位に基づいて、次の避難所へ移動します。

※全て「ない」なら、②建物内部の確認へ進みます。

避難所安全確認のポイント（施設外）



避難所安全確認のポイント（損傷程度の事例）

建物が以下の写真のような状況にあれば危険と判断します。

■チェックポイント

	 ※1
①外壁の落下、窓ガラスの割れはないか（施設全体を確認）	
 ※2	 ※1
②窓ガラスの割れ、サッシのゆがみなど 広範囲で危険性を感じる	
③外壁や柱の傾斜、破損	
	
④機械室：感電などの危険がある	⑤プロパン置場：転倒していないか、ガス臭くないか

② 避難所安全確認チェック表

余震などによる二次災害を防ぐため、開設前に施設の応急的な安全確認を行います

※施設に危険を感じる場合は、避難所としての使用を控えてください。

※確認者の安全を第一とし、明らかに危険な場合は、実施しないでください。

※施設の安全が確認できるまでは、避難者を建物内に立ち入らせず、駐車場などで待機させましょう。



② 建物内部における確認

8	床が大きくゆがんだり、割れたりしている	ある	ない
9	柱が折れたり、割れたりしている	ある	ない
10	内壁に大きなひび割れがあったり、崩れ落ちたりしている	ある	ない
11	ゆがんで開閉できないドアが複数箇所ある	ある	ない
12	天井の落下がある	ある	ない

※「ある」に1つでも○がある場合は、避難所として活用できません。
速やかに建物から離れ、事前に決めた優先順位にもとづいて、次の避難所へ移動します。



※全て「ない」なら、避難所として活用可能です。

※これらのチェック項目はあくまで応急的な確認を行うためのもので、安全を保証するものではありません。

※これらのチェック項目で使用可能となった場合も、災害対策本部に要請し、できるだけ早期に応急危険度判定士による判定を実施しましょう。

※避難所開設時点で安全であっても、その後の余震等によって状況が変化する場合がありますので、適宜再確認を行いましょう。

避難所安全確認のポイント（損傷程度の事例）

建物が以下の写真のような状況にあれば危険と判断します。

■チェックポイント

	 ※1
①内壁の大きなひび割れ、崩れ落ち、ガラスや照明、天井材のズレ、落下	
	
②理科室：薬品の異臭はないか	③家庭科室：火災は発生していないか、異臭はしていないか

出典：※1 災害に係る住家の被害認定基準運用指針 参考資料（損傷程度の例示）
平成26年3月 内閣府（防災担当）

避難所安全確認のポイント（校舎内）

：「事前に指定する立入禁止箇所」に、貼紙などをして、立入禁止であることを示してください。

建物・階数	教室名	チェック 
校舎1階	給食室、湯沸室、機械室、更衣室、保健室、 家庭科室、第一理科室、第二理科室、準備室	☐
校舎2階	図書室、コンピュータ室、事務室、校長室、 職員室、図工室、放送室スタジオ、資料室、 準備室	☐
校舎3階	準備室	☐

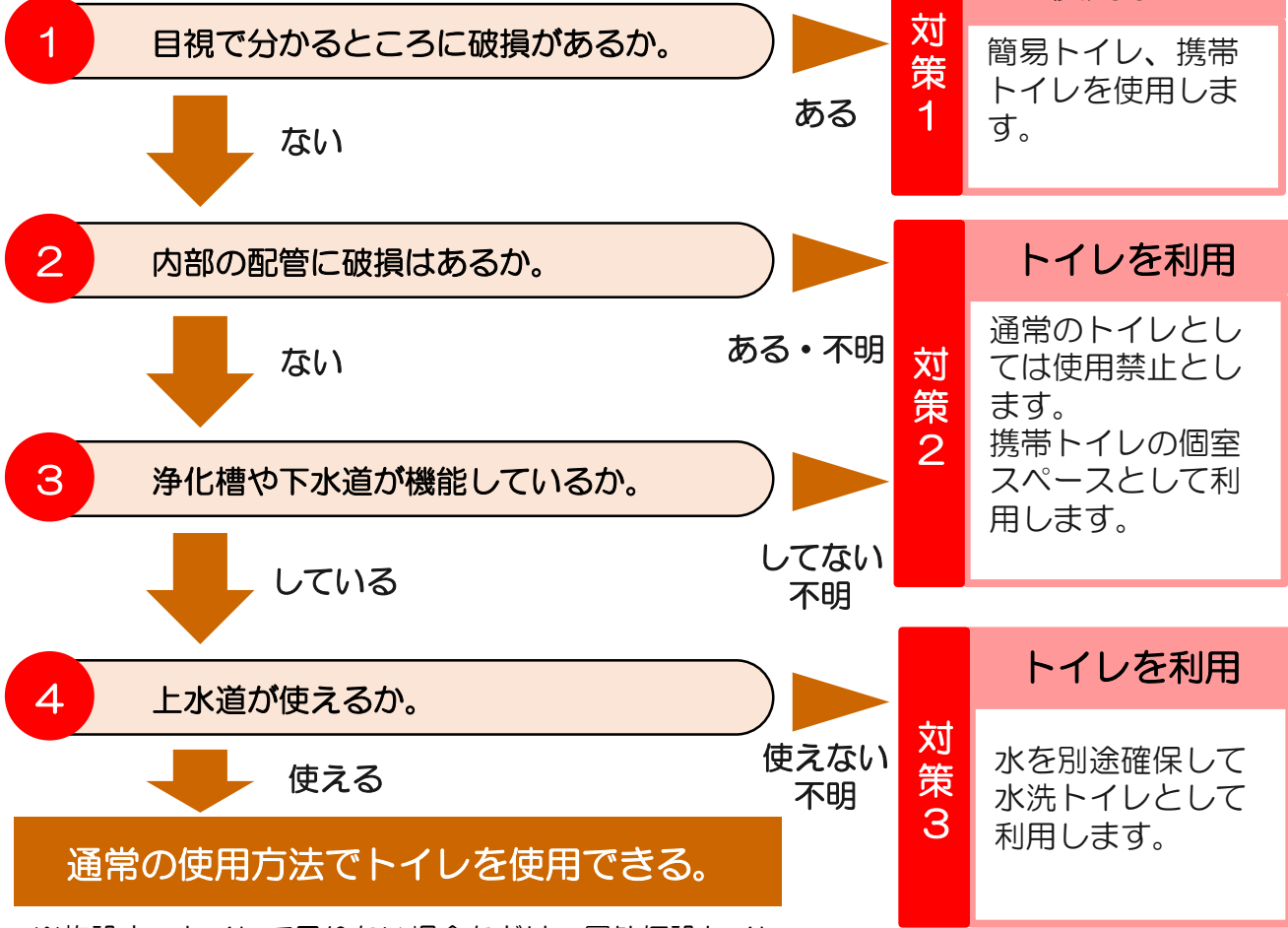
1-2

トイレの確保

トイレチーム
カード

役 割	既設トイレの状況確認、使用禁止の周知、簡易トイレの設置を行います。	3名以上
使うもの	☐ トイレ応急対策セット（簡易トイレ・テント・処理剤など） ☐ 張り紙用紙・ペン・テープなど ☐ 手指消毒液 【保管場所】 北舎2階生涯学習室	
注意点	☐ 既設トイレが使用できない場合や状況が不明の場合は、早急に使用禁止を周知します。 <u>（→ 基本的に水は流せないものとして対応）</u>	

●確認する流れ



※施設内のトイレで足りない場合などは、屋外仮設トイレスペースに簡易トイレを設置します。



簡易トイレ



簡易テント



処理剤セット

【ポイント】
車椅子利用者などに対応したトイレ設備がある場合は、使用できるか確認し、要配慮者用トイレとして利用しましょう。

トイレ 応 急 対 策 方 法

対策1

簡易トイレ、携帯トイレを使用します。
(目視で分かるところに破損がある場合)

- 1 下記の張り紙とバリケードで立入禁止にします。

立入禁止

**このトイレは
使用できません。**



簡易トイレ・テントの
設置イメージ

- 2 屋外に簡易トイレや携帯トイレ、災害用
トイレを設置します。
※簡易トイレや携帯トイレを用いる場合は、
テントなどを利用して、プライバシーを
保護するスペースを確保します。
※男女別に分けて使用できるようにします。
※体調不良者とその他の方が使用するトイレを分けます。
※トイレの出入口に手指消毒液を設置します。

○簡易トイレ・携帯トイレのイメージ

簡易トイレ



携帯トイレ



※組立が必要なものもあります。

○仮設トイレのイメージ

仮設トイレを設置する場合は、
汚物の回収や水の調達が容易
なところを選定します。



【ポイント】
要配慮者スペースにトイレを
設置しましょう。



トイレ 応 急 対 策 方 法

対策2

通常のトイレとしては使用禁止にします。
(内部配管に破損があるまたは不明・浄化槽が機能しない場合)

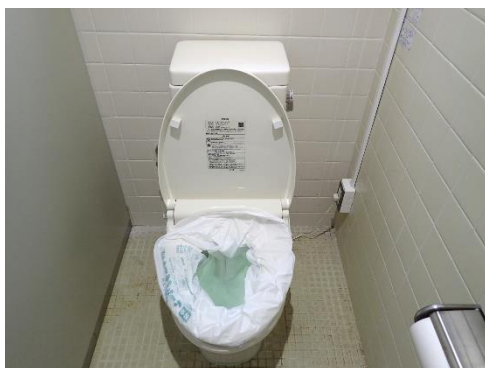
配管の状況が確認できないため、水を流すことは禁止とします。

※体調不良者とその他の方が使用するトイレを分けます。

※トイレの出入口に手指消毒液を設置します。

- 1 携帯トイレ（ビニール袋と凝固剤）を配置します。
- 2 携帯トイレを捨てるゴミ袋を設置します。

※使用方法イメージ



- 3 次の内容の張り紙を掲示します。

このトイレは水を流せません。

○使用後は、漏れないように結んでゴミ袋に捨ててください。

○ゴミ袋が一杯になった場合は、可燃ごみとして、ごみ置場へ持って行ってください。

携帯トイレの使い方

- ① 下のように配置。



- ② 結んでゴミ袋に捨てる。



(イメージ図)

【ポイント】車椅子利用者などに対応した既存のトイレ設備があり、使用可能な場合は、要配慮者用トイレとして利用しましょう。

ポイント



●トイレ用の凝固剤が手に入らない場合

- 紙おむつや細かく裂いた新聞紙をビニール袋の中に入れるなどしてにおいの発生を抑えます。
- ペット用のトイレ砂や消臭剤、乾燥したお茶がらなども消臭に効果があります。

トイレ 応 急 対 策 方 法

対策3

水を別途確保して利用します。
(上水道が使えない場合)

1 バケツなどに水を準備します。

※水の運搬は重労働です。早いうちに作業分担を決めることが重要です。また、避難者にも随時協力を呼びかけます。

※やむを得ず、ティッシュペーパーなどの水に溶けない紙を使用する場合には、流さずにゴミ袋などを用意して、それに捨てるようにします。

※トイレ用の水は、衛生面から手洗いなどには使用しないようにします。

※バケツなどの配置方法イメージ



※ゴミ袋設置イメージ



2 次の内容の張り紙を掲示します。

このトイレは水が出ません。

(流すことはできます。)

○バケツなどに水を準備します。

○トイレ用の水は、衛生上の観点から、手洗いには使用しないでください。

○やむを得ず水に溶けない紙を使用する場合は、流さないで、別途準備してあるゴミ袋に捨ててください。

○水が少なくなったら互いに協力して、水汲みをしてください。

※体調不良者とその他の方が使用するトイレを分けます。

※トイレの出入口に手指消毒液を設置します。

トイレ 応 急 対 策 方 法

対策4

災害用便槽大地くんの組立、設置を行う。

- 1 ① 下記の手順にて、体育館西側で「大地くん」の設置を行ってください。



最初に、体育館西側に設置している
黒色の蓋を開け、中から仮設トイレ
の設置に必要な物（パーテーション
・便器など）を取り出してください。



トイレ設置場所の角蓋を外す。
便器設置場所のマンホール蓋、
内蓋を外す。



トイレBOXパネルを設置する。



屋根を載せる。



トイレを設置する。

○「大地くん」設置完了イメージ



1-3

受付の設置

受付チーム
カード

役 割

受付を設置します。このチェックシートの順に作業します。

3名以上

使うもの

□机・椅子 □靴用ビニール袋
□避難者受付セット（避難者受付簿・筆記用具・懐中電灯・避難者名簿など）
□感染症対策セット（非接触型体温計・手指消毒液・マスク）

注意点

□「避難者受付簿」に未記入の人がいないよう気を付けてください。

チェック

1

運動場で待機している間にブロック（地区）ごとに集まってもらい、ブロックごとの班長を決める。

チェック

2

避難所の安全確認が完了し、リーダーから受付の設置の指示が出たら次の作業を開始する。

チェック

3

体育館ステージ下の収納から机・椅子を出し、地区ごとに受付を設置する。
体育館の配置計画（第一段階）を掲示する（壁などへ）。

チェック

4

区割チームの作業が完了した後、地区ごとに移動・待機してもらう。

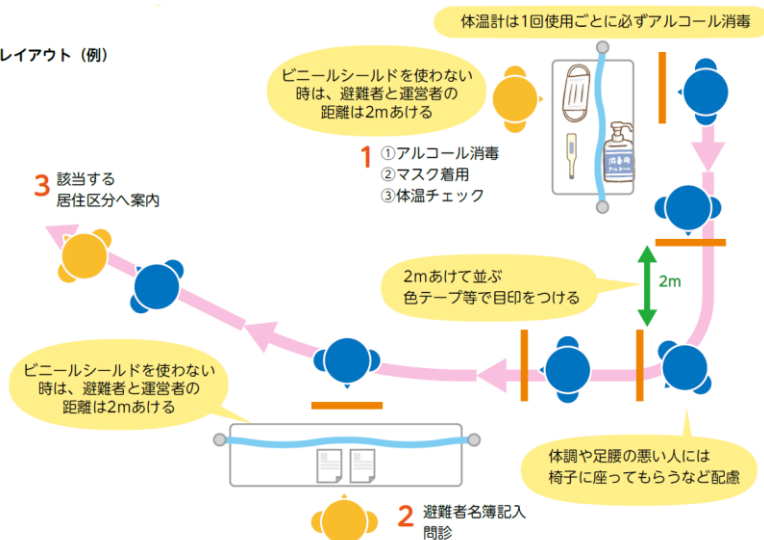
チェック

5

チーム長はブロックごとの避難者を集計し、リーダーに報告する。

受付に広い場所が確保できる場合は、受付を分けるなど工夫をしましょう。

受付レイアウト（例）



【引用文献】

認定NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）（2020）、「新型コロナウイルス 避難生活お役立ちサポートブック第2版」、p.11

ブロック：（赤）第一ブロック

町内会名：玉水町・縄手町・縄手町中・

縄手町南・鏡川町・鏡川町市営住宅・

下島町東・下島町中・下島町西・

旭町3丁目東睦会・旭町3丁目中・旭町3丁目西

ブロック：（白）第二ブロック

町内会名：旭町1丁目東・旭町1丁目西・旭町2丁目・

赤石町・旭駅前町・アルファシティ旭駅前

ブロック：（黄）第三ブロック

町内会名：元町東・元町中・元町西・南元町・

南元町西・旭上町・旭上町西・東水源町・水源町

本宮町東・本宮町西・長尾山町東・長尾山町

佐々木団地・旭ヶ丘ニュータウン

ブロック：（紫）第四ブロック

町内会名：上本宮町東・上本宮町西・上本宮町南

上本宮町山手・上本宮町中・鏡ヶ丘団地・岩ヶ渚

ブロック：（青）第五ブロック

町内会名：塚ノ原・鳥越・尾立・蓮台

ブロック：（緑）第六ブロック

町内会名：その他の地域

ブロック：（赤白）第七ブロック

町内会名：要配慮者（負傷者、要支援者）

ブロック：（赤）第一ブロック

町内会名：玉水町・縄手町・縄手町中・
縄手町南・鏡川町・鏡川町市営住宅・
下島町東・下島町中・下島町西・
旭町3丁目東睦会・旭町3丁目中・旭町
3丁目西

避難所名：旭小学校

（例）

避難者受付簿

番号	入所日	氏 名	備 考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			

1-4	避難所の区割り	区割りチームカード
役割	避難所に、通路や地区別の居住スペースなどを指定し、スムーズな受け入れができるよう、避難所の区割りを行います。	5名以上
使うもの	☐ 避難所区割りセット（カラーコーン・地区名・メジャーなど） ☐ フロアシート ☐ 手指消毒液 ☐ 要配慮者用資機材 ☐ ブロックの目印・張り紙など	
注意点	☐ ご自身の安全を最優先に作業を行ってください。	

- チェック

☐

1

避難所の安全確認が完了した後、リーダーから避難所の区割りの開始指示を受ける。安全確認チームなどほかの協力者を確保し作業を開始する。
- チェック

☐

2

体育館のステージ下収納からフロアシートを出し、別紙「＝区割りの手順＝」を参考に区割りを行う。
- チェック

☐

3

壁などにブロック名を貼る
- チェック

☐

4

主要な居住スペースの入口などに手指消毒液を設置する。
要配慮者資機材を要配慮者スペースに設置する。
- チェック

☐

5

施設内の区割りが完了したら、班長はリーダーに報告する。

注意点

以下の順で、学校施設を開放してください。原則、避難者は体育館から収容し、体育館で収容できなくなった場合に校舎へ案内します。

チェック



1

一般避難者および要配慮者は体育館または校舎1階・2階に収容します。
体調不良者は校舎1階教育相談室に収容します。
（区割り第一段階）

チェック



2

要配慮者を体育館に収容しきれなくなった場合は、校舎1階・2階を開放します。（区割り第二段階）

チェック



3

一般避難者を体育館に収容しきれなくなった場合は、校舎3階・4階を開放します。この場合、学校の再開に備えて、普通教室以外の教室から収容するように工夫をします。（区割り第三段階）

○ 区割りのタイミング

区割り	区割りの タイミング	避難場所
第一段階	発災直後	・ 一般避難者および要配慮者は体育館 ・ 体調不良者は校舎1階教育相談室
第二段階	体育館のみで 避難者を収容 しきれなく なった場合 （要配慮者）	・ 校舎1階、2階
第三段階	体育館で避難 者を収容しき れなくなった 場合（一般避 難者）	・ 校舎3階、4階

＝区割りの手順＝

- ① 体育館のステージ下収納よりフロアシートを出す。
- ② フロアシートを壁に沿って敷く。（通路として確保）
- ③ 半分に折ったフロアシートを中央に敷く。
- ④ 8区画できるようにフロアシートを敷く。
（受付、要配慮者のスペースは小さめ）
- ⑤ 壁等を使い各ブロックにブロック名を掲示し、受付近くに配置図（大）を貼る。

配置計画（第一段階）

※居住スペースは、原則体育館のみ使用します。

屋外の簡易トイレまで行くことが困難な方を優先する。
※ただし、使用できるか確認できるまで使用禁止とする。

トイレ
器具室

要配慮者
スペース

掲示板・
予備スペース

セ
ン
タ
ー

玄関

(緑)
第六ブロック

(青)
第五ブロック

女性
専用
更衣
室

(紫)
第四ブロック

(黄)
第三ブロック

(白)
第二ブロック

(赤)
第一ブロック

地区(ブ
ロック)名
を掲示

放送控室

防災行政無線

ステージ
《支援物資スペース》

控室

特設公衆電話
接続場所

特設公衆電話
保管場所

フロアシート収納
(ステージ下)

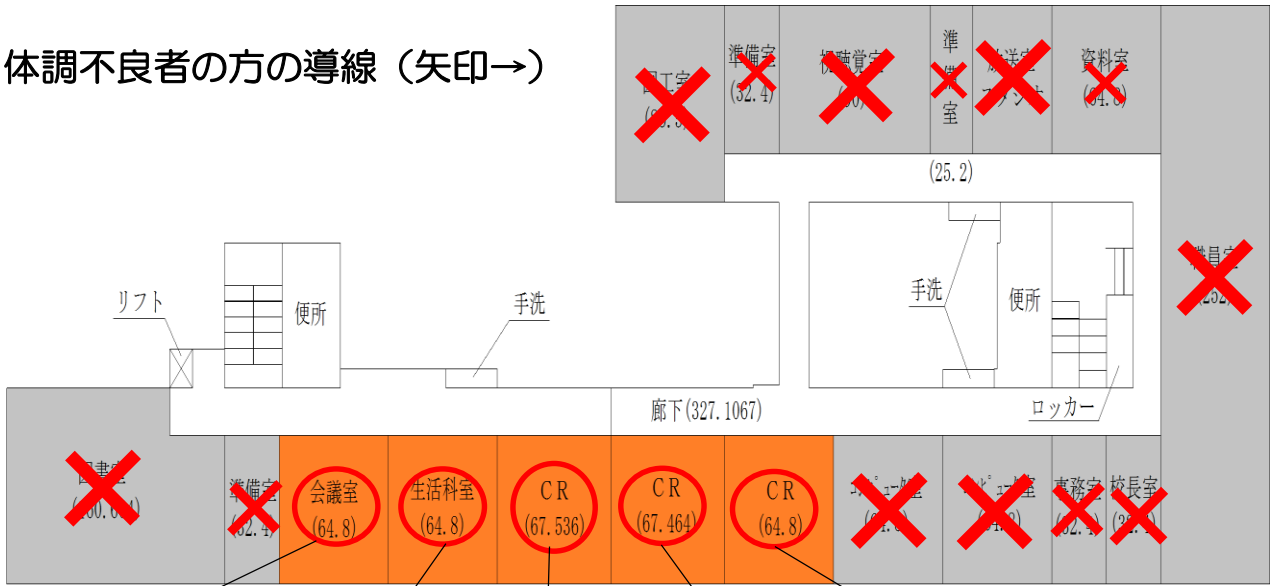
中央通路
(フロアシート半分
の幅)



配置計画図（第二段階）

2階

体調不良者の方の導線（矢印→）



発達障害がある方のスペース

知的障害が
ある方の
スペース

精神障害が
ある方の
スペース

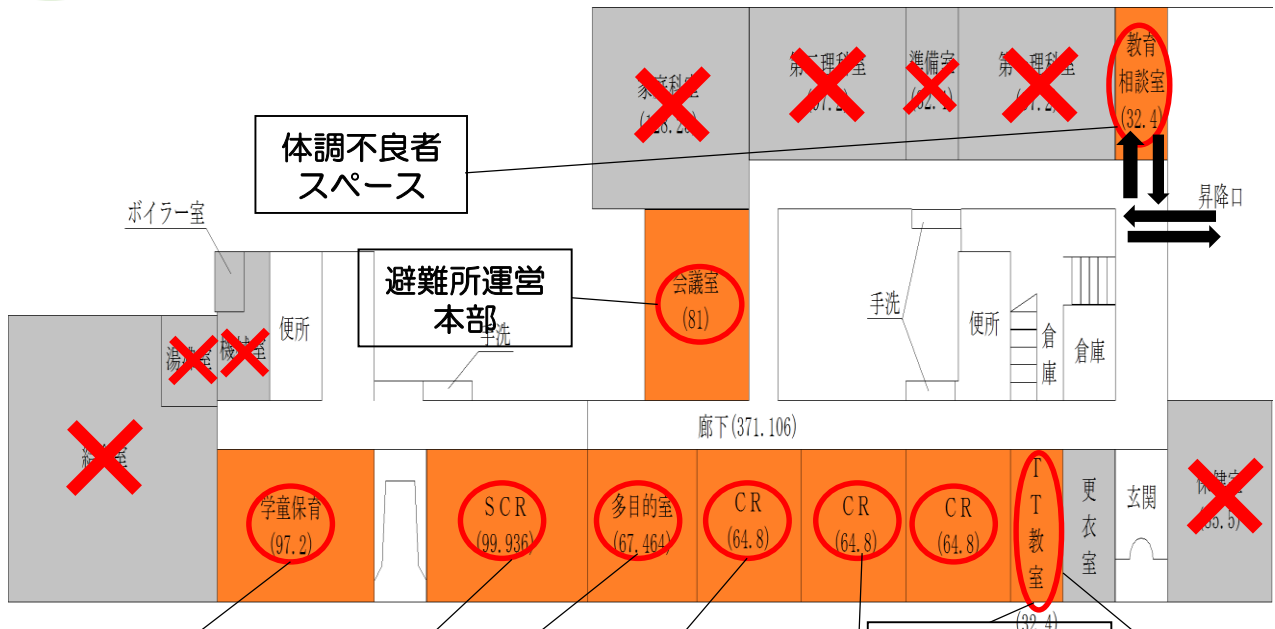
乳幼児を
お連れの方の
スペース

合併症の可能性のある妊婦の方の
スペース

1 階

体調不良者
スペース

避難所運営
本部



物資置場

救護スペース
(匡終室)

車椅子避難者のスペース

医療機関や福祉避難所に
移送が必要な方のスペース

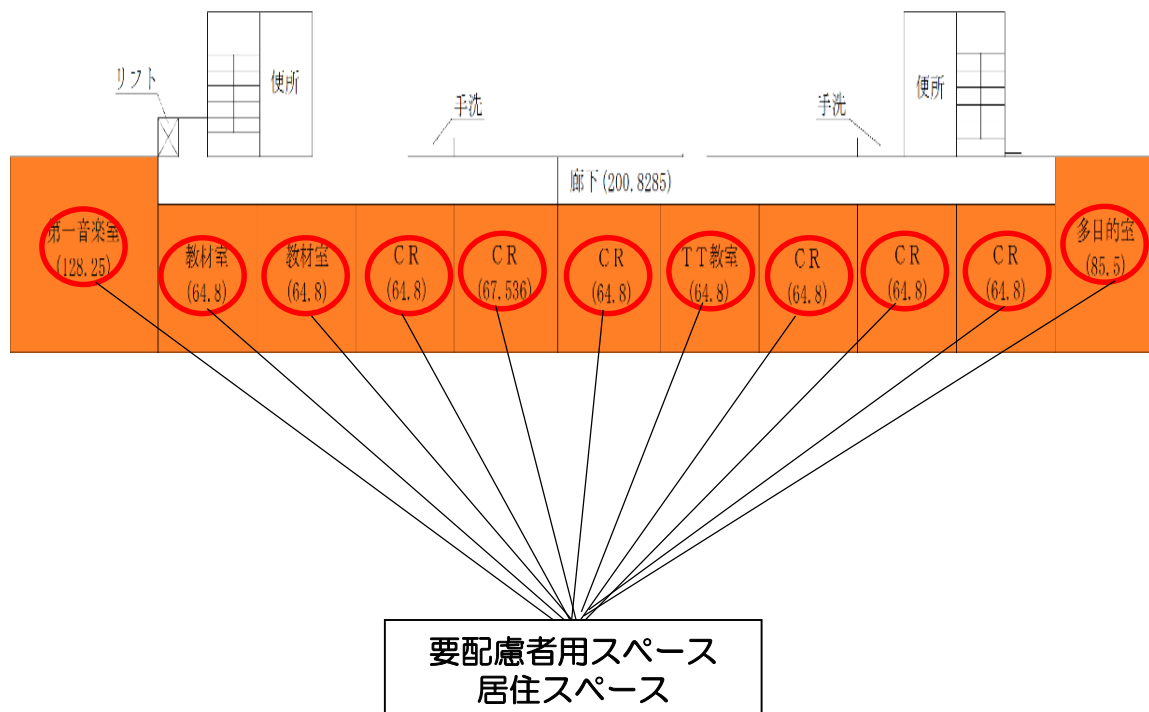
人工肛門の方
のスペース

介助が必要な方のスペース

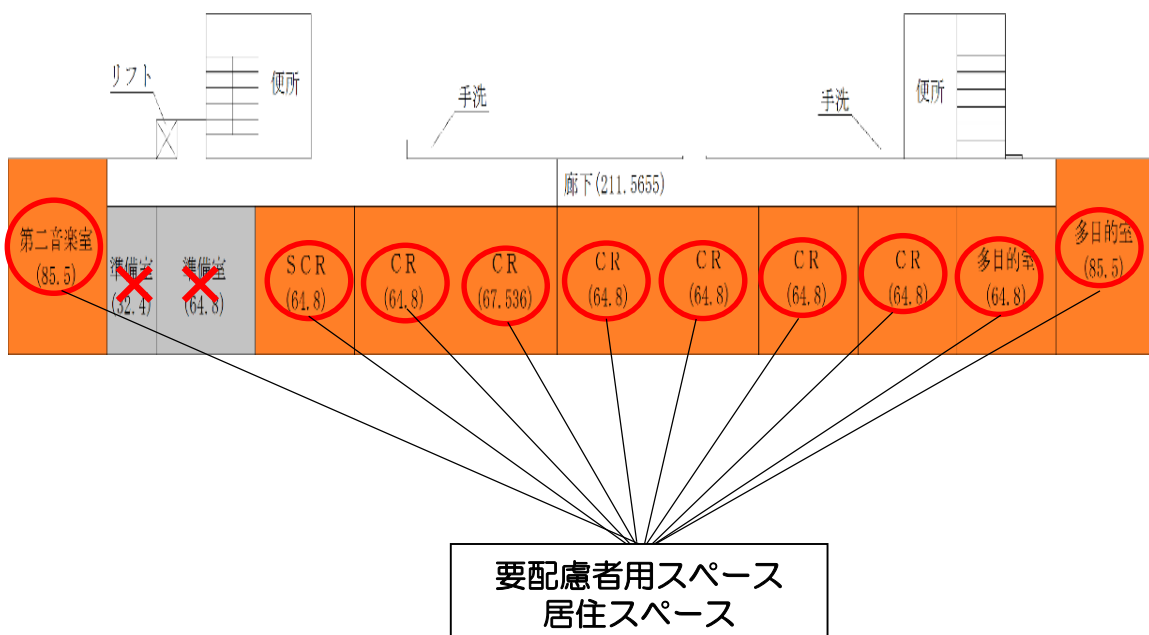
盲導犬などと一緒に避難された方のスペース

配置計画（第三段階）

4階



3階



※原則、校舎3階・4階は開放しません。大規模災害時にのみ開放するようにしてください。

配置計画図（敷地内全体）



感染症対策の考え方

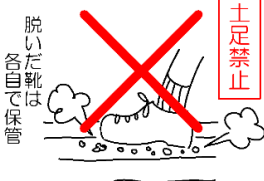
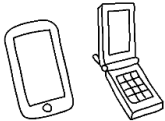
- ・発熱など体調不良者（付添人を含む）の居住スペースとそれ以外の避難者の居住スペースを区分し、各スペース間の往来を禁止するように呼び掛けましょう。
（事前に施設管理者などと協議し、スペースについて検討しておきましょう。）
- ・居住スペースでは、感染拡大防止のため、各世帯同士の距離を2m以上開けてもらうように努めましょう。
- ・体調不良者の居住スペースでは、避難者同士の距離を2m以上開けることに加えて、段ボール間仕切りなどを用い、個別スペースを確保しましょう。

大規模災害時にすべての項目を実施するのは困難ですが、可能な限り対応しましょう。

旭小学校 避難所生活のルール

避難所では、避難者みんなが協力して生活します！

＜ 全 体 ＞

- 避難者の状況を名簿で把握しますので、入退出の際には受付に申し出てください。
- 居住スペースは土足禁止とし、脱いだ靴は各自で保管します。
- 居住スペースは、一定落ち着いてきた時点で再配置を行います。
- 被災により危険が生じた部屋は使用できません。「立入禁止」「使用禁止」「利用上の注意」などの張り紙の内容には必ず従ってください。
- 大規模な余震により、津波や建物使用禁止のおそれがある場合は、再避難も考えられます。その場合は落ち着いて指示に従ってください。
- 居住スペースおよび世帯スペースは、一般の「家」同様、みだりに立ち入ったりのぞいたりしないようにしてください。
- 居住スペースでの個人のテレビやラジオなどの視聴は、周囲の迷惑とならないようにしてください。視聴する場合は、イヤホンを使用してください。

マナーモードにする。
夜間の居住スペースでは使用しない。


- ペットは指定された場所で、必ずケージに入れるかリードによりつなぎとめて飼育してください。

リードでつなぐ


- 飼育場所は、飼い主が常に清潔にし、必要に応じて消毒を行ってください。

ケージに入れる
- ペットの排便などは、飼い主の管理のもと、排便させ、後片付けを必ず行ってください。
- 避難所には、要配慮者など配慮が必要な方が一緒に生活しています。お互いに助け合い、協力しましょう。
- 避難所では、常にマスクを着用しましょう。咳エチケットにもご協力ください。
- 食事の前やトイレ使用时、ごみを捨てた後など、こまめに手洗い・消毒をしましょう。

情報は、掲示板に掲示しますので、ご確認ください。

2. 避難者の受入れ

リーダーカード

役 割	避難所を開設するための準備が整ったら、避難者の受入れに必要な活動を行うチーム長を決定し、作業を指示します。	
使うもの	☐ 役割カード（2-1～2-8） ☐ （参考資料）リーダーの指示順序	☐ 役割分担表 ☐ 筆記用具
注意点	☐ 避難者名簿、避難者名簿など（閲覧用名簿を除く）は、非公開にしてください。	

チェック



1

避難所を開設するためのチームを再編しながら、①受付、②救護、③要配慮者、④ペット、⑤トイレ、⑥食料・物資、⑦情報伝達、⑧総務の8チームのチーム長を指名し、「役割分担表」に記入します。

チェック



2

各チーム長に役割カード（2-1～2-8）を渡し、各チーム長は作業にあたる人員を確保します。人員が十分に確保できない場合は、「（参考資料）リーダーの指示順序」にある指示優先順序の上位チームから人員を確保するようにします。確保後は、まず、人員の中に体調不良者がいないか確認を行い、検温、マスクの着用、手指の消毒を行います。

チェック



3

副リーダーや総務チームを補佐役として、各チームの作業の進行管理をしながら、必要な指示を行います。

チェック



4

避難所全体の状況を見て、避難所運営委員会を設置し、活動班を中心とした組織だった運営に移行させます。

ポイント



●短時間で多くの作業ができるように

➤ 避難者に協力を求め、作業にあたる人員の確保を行います。

●それでも人員が足りない場合は

➤ 対応を待ってもらいます。

➤ ほかのチームに応援を依頼します。

➤ 役員の参集状況に応じて、リーダーを変更することができます。チーム間の調整は、リーダーが全体の状況を判断しながら行います。

避難所名：旭小学校

リーダー（ ）

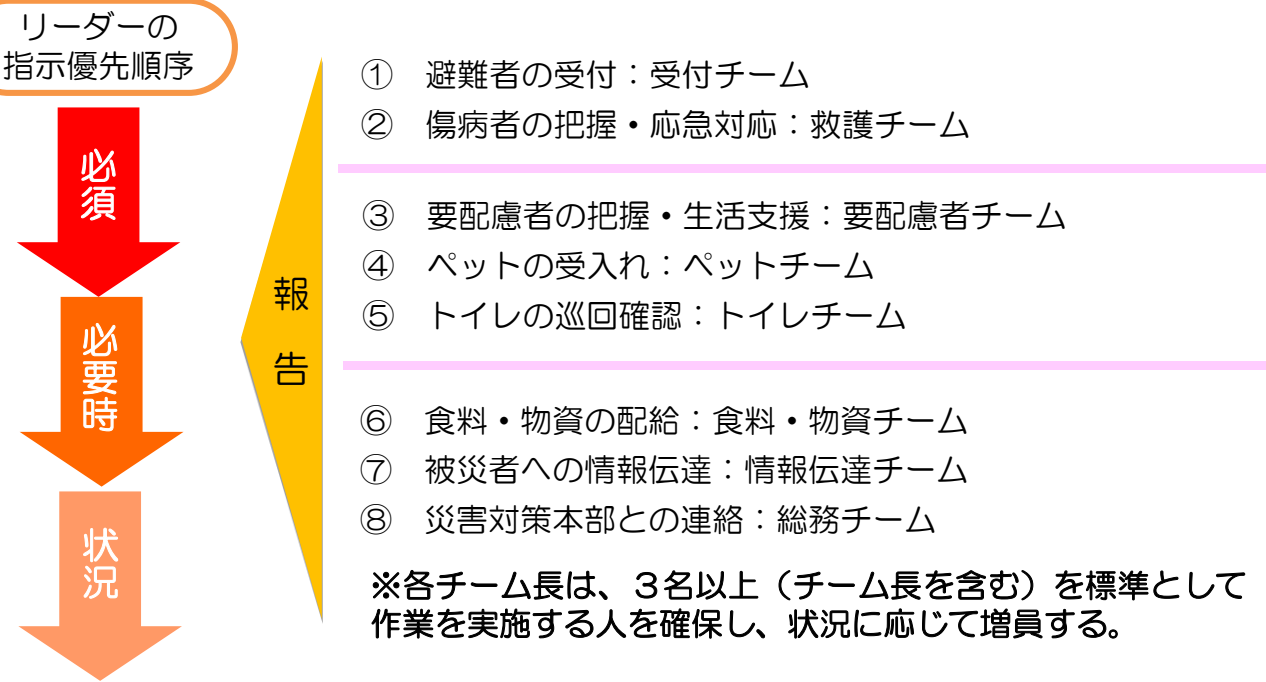
役割分担表

	チーム長	チーム員		
受付チーム				
誘導チーム				
トイレチーム				
救護チーム				
要配慮者チーム				
ペットチーム				
食料・物資チーム				
情報伝達チーム				
総務チーム				

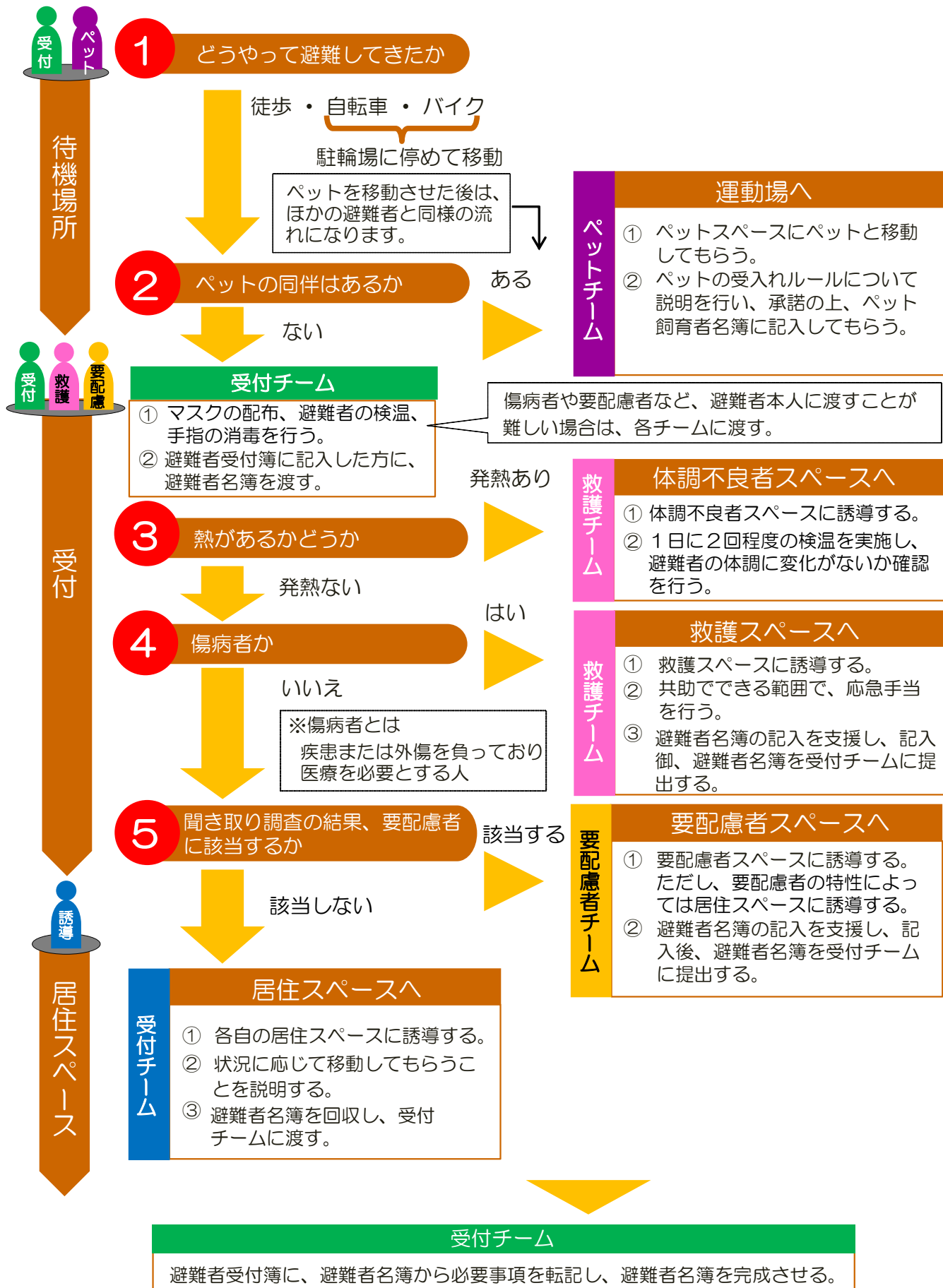
(参考資料) リーダーの指示順序

避難者を建物内に受け入れながら、避難者名簿などの作成や傷病者、要配慮者などに対する初期対応を行います。

避難者を受け入れる際に必要となる作業は、次の9項目です。
リーダーは必須となる作業を優先し、各作業チームのチーム長を指名し、役割カードを渡して、作業を指示します。各チーム長は、作業を実施する人を確保して活動を行い、リーダーに作業の進捗状況や完了を報告します。



(リーダー、受付・救護・要配慮者・ペットチーム共通 参考資料)
避難者を受け入れる際の手順



2-1

避難者の受付

受付チーム
カード

役割

支援のベースとなる避難者名簿の作成への協力を呼びかけながら、避難者の受け入れを行います。誘導チーム、要配慮者チーム、ペットチームとも連携して受付を行います。

使うもの

- 避難者受付セット（避難者受付簿・避難者名簿・筆記用具など）
- 感染症対策セット（非接触型体温計・手指消毒液・マスク）

注意点

- 避難者名簿など（閲覧用名簿を除く）は、非公開にしてください。
- 受付チームの方は、必ずマスクを着用して対応するようにしましょう。
- 一般避難者受付の待機中の中に、要配慮者が含まれていないか確認し、要配慮者がいる場合は、要配慮者受付に誘導しましょう。

チェック

1

マスクを持参してない方にマスクを配布し、着用を呼びかけます。一般避難者用と要配慮者用の受付にて、避難者の検温、手指の消毒を実施します。

発熱なし

発熱あり

要配慮者

2

受付にて避難者受付簿に避難者全員の氏名を記入してもらいます。また、避難者名簿と避難者生活のルール1世帯1枚配布し、避難者名簿を持って居住スペースへ移動するよう案内します。

1階教育相談室（体調不良者用スペース）に移動するように案内します。

避難者受付簿に記入してもらい、「避難者名簿」を1人1枚配布し、聞き取り調査に答えてもらうようお願いします。

チェック

チェック

車での避難者だった場合は

高知商業高等学校へ車避難者を案内します。

ペットチーム
受付担当要配慮者チーム
受付担当救護チーム
受付担当

⇒それぞれのチームはカードを参考に必要な対応

「避難者受付簿」の番号をカウントし、避難者の概数を常に把握するようにします。

記入済みの「避難者名簿」は、受付まで提出してもらいます。

3

避難者受付簿から、避難者数を集計し、総務チームに報告します。
※集計項目は「避難所の状況連絡票」を参照

4

「避難者名簿」を受け取ります。

チェック

チェック

避難者名簿

避難所名：旭小学校

ブロック：第 ブロック

入所年月日		年 月 日		整理番号			
ふりがな 記入者氏名				自宅の 被害状況		住居の可否（可・否）	
						・全壊・半壊・一部損壊・被害なし ・断水・停電・ガス停止・電話不通	
住所				ペット		有（種類 ） 無	
電話番号				携帯番号			
緊急連絡先（必ずご 記入ください）		氏 名					
		住 所					
		電話番号					
家 族 構 成	氏 名		続柄	性別	生年月日	年齢	特記事項（特に配慮を必要とすること等）
			世帯主	男・女	年 月 日		
				男・女	年 月 日		
				男・女	年 月 日		
				男・女	年 月 日		
				男・女	年 月 日		
避難者名簿の掲示・公開			同意する ・ 同意しない				
その他、特に申告する必要があること							

■内容に変更がある場合は、速やかに施設管理班に申し出て、修正してください。

《退所状況》

退所年月日		年 月 日	
退 所 後 の 連 絡 先	住 所		
	電話番号		携帯番号
	備 考		

【要配慮者への聞き取りシート】

① 避難者は、次の状態に該当しますか？

盲導犬を連れた視覚障害者 ・ 聴導犬を連れた聴覚障害者
介助犬を連れた障害者

→該当された方は、大部屋には動物アレルギーをお持ちの方もいるため、
1 階教室へ誘導しましょう。

② 障害や持病などのため大部屋での生活が困難ですか？

はい ・ いいえ

→●「はい」の場合は、次の質問へお進みください。

●「いいえ」の場合は、体育館へ誘導しましょう。

③ ②の質問で「はい」と答えた方は、次の状態に該当しますか？

人工透析 ・ 人工呼吸器使用 ・ 在宅酸素療法
寝たきり ・ 第1級（A級）の障害者手帳 ・ 要介護度3以上

→●該当されなかった方は、次の質問へお進みください。

●1 つでも該当された方は、福祉避難所や医療機関に移送することが
望ましい方かもしれませんので、1 階教室へ誘導しましょう。

④ ③の質問で、該当されなかった方は、次の状態に該当しますか？

車椅子使用者 ・ 介助が必要な高齢者 ・ 人工肛門
発達障害者 ・ 知的障害者 ・ 精神障害者
妊婦 ・ 乳幼児

→●該当されなかった方は、体育館へ誘導しましょう。

●該当した方の中には、大部屋ではなく、小部屋を望む方もいます。
小部屋を希望された場合は、以下のとおり誘導しましょう。

車椅子使用者：1 階多目的室

介助が必要な高齢者：1 階TT教室

人工肛門：

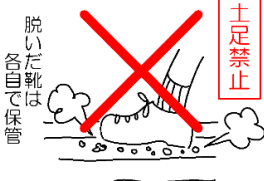
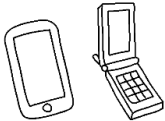
発達障害者・知的障害者・精神障害者：2 階会議室・生活科室・教室

合併症の可能性のある妊婦・乳幼児：2 階教室

旭小学校 避難所生活のルール

避難所では、避難者みんなが協力して生活します！

＜ 全 体 ＞

- 避難者の状況を名簿で把握しますので、入退出の際には受付に申し出てください。
- 居住スペースは土足禁止とし、脱いだ靴は各自で保管します。
- 居住スペースは、一定落ち着いてきた時点で再配置を行います。
- 被災により危険が生じた部屋は使用できません。「立入禁止」「使用禁止」「利用上の注意」などの張り紙の内容には必ず従ってください。
- 大規模な余震により、津波や建物使用禁止のおそれがある場合は、再避難も考えられます。その場合は落ち着いて指示に従ってください。
- 居住スペースおよび世帯スペースは、一般の「家」同様、みだりに立ち入ったりのぞいたりしないようにしてください。
- 居住スペースでの個人のテレビやラジオなどの視聴は、周囲の迷惑とならないようにしてください。視聴する場合は、イヤホンを使用してください。

マナーモードにする。
夜間の居住スペースでは使用しない。


- ペットは指定された場所で、必ずケージに入れるかリードによりつなぎとめて飼育してください。

リードでつなぐ


- 飼育場所は、飼い主が常に清潔にし、必要に応じて消毒を行ってください。

ケージに入れる
- ペットの排便などは、飼い主の管理のもと、排便させ、後片付けを必ず行ってください。
- 避難所には、要配慮者など配慮が必要な方が一緒に生活しています。お互いに助け合い、協力しましょう。
- 避難所では、常にマスクを着用しましょう。咳エチケットにもご協力ください。
- 食事の前やトイレ使用时、ごみを捨てた後など、こまめに手洗い・消毒をしましょう。

情報は、掲示板に掲示しますので、ご確認ください。

避難所生活における感染症対策のルール

- 避難所では、常にマスクを着用しましょう。 咳エチケットにもご協力ください。
- 食事の前やトイレ使用时、ごみを捨てた後など、定期的に手洗い・消毒をしましょう。
- 避難所内の換気や清掃、消毒作業にご協力ください。
 - ・ 換気は1時間に1回、10～15分行います。
 - ・ 居住スペースは、毎日清掃します。
 - ・ 机や椅子、ドアノブなど、多くの人が手を触れる場所は、定期的に手指消毒液を浸したペーパータオルなどで拭きます。
- 体調がよくない時は、受付や避難所運営本部に申し出てください。
- 3密（密閉・密集・密接）を避けましょう。



換気の悪い
密閉空間



手の届く範囲に多くの人がいる
密集場所

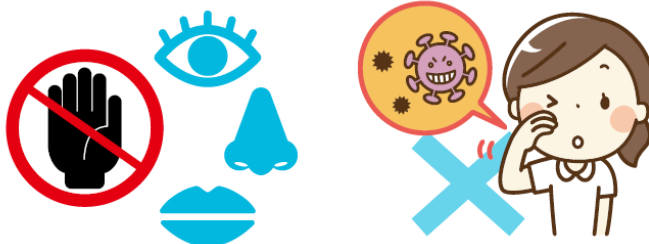
お互いの距離は **2m 以上**あける



近距離での会話や発声をする
密接場面

- 汚れた手で、無意識に目・鼻・口を触らないようにしましょう。

ウイルスは粘膜を通じて侵入します。手洗い・アルコール消毒の前は、首から上を触らないよう十分に注意しましょう。



【引用文献】

認定NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）（2020）、「新型コロナウイルス 避難生活お役立ちサポートブック第2版」、p.2

！ 感染症対策 へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

① 手洗い

正しい手の洗い方

手洗いの
前に

・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう

1



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。

2



手の甲をのばすようにこすります。

3



指先・爪の間に念入りにこすります。

4



指の間を洗います。

5



親指と手のひらをねじり洗いします。

6



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

② 咳エチケット

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など
人が集まるところでやろう



何もせずに
咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを
手でおさえる



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う

正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を
確実に覆う

2 ゴムひもを
耳にかける

3 隙間がないよう
鼻まで覆う

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省

検索



旭小学校 トイレの使用ルール

【トイレの使用について①】

水洗トイレで配管が破損している、もしくは状況が不明な場合

- 配管の破損状況が確認できないため、水を流すことは禁止とします。
- 携帯トイレを使用して、個室スペースとして利用します。

携帯トイレの使用方法イメージ



【トイレの使用について②】

便器が破損するなど、危険な状況にある場合

- 敷地内のトイレは立入禁止とします。
- 屋外に仮設トイレを設置します。
- 簡易トイレや携帯トイレを用いる場合は、テントなどを使用して、プライバシーを保護するスペースを確保します。

簡易トイレ・携帯トイレのイメージ



簡易トイレ ※組立が必要なものもあります。



携帯トイレ

仮設トイレのイメージ



◎共通事項

※体調不良者とその他の方が使用するトイレを分けます。

※トイレの出入口に手指消毒液を設置します。

2-2

傷病者の把握・応急対応
(救護)

救護チーム
カード

役割

救護スペースの設置、傷病者の把握、緊急搬送の要請を行います。

使うもの

- ☐ 毛布
- ☐ 「医療を必要とする方への対応」参照

注意点

- ☐ 情報の管理に十分配慮します。
- ☐ 感染症防止のために、マスク着用、手洗い、うがいを奨励します。

チェック



1

校舎1階教室に救護スペースを設置します。
座布団や毛布を使って横になれる場所を準備します。

チェック



2

救護チーム内で、受付係と救護スペース係に分かれます。

チェック



3

受付の係は、けが人、病人など医療ニーズがある人を早急に把握して校舎1階教室（救護スペース）に案内します。
救護スペースの係は、「医療を必要とする方への対応」を参考に共助でできる範囲で対応を行います。

緊急性が低い

緊急性が高い

チェック



4

収容した傷病者の「避難者名簿」を、分かる範囲で記入し、受付チームに提出します（家族などがいる場合は、記入してもらいます）。

ただちに総務チームを通じ、災害対策本部へ緊急搬送などの要請をします。

チェック



5

総務チームからの指示により、受付チームが保管する全ての「避難者名簿」で、「避難所の状況連絡票」の医療の必要な方の項目を集計し、報告します。

チェック



6

必要に応じて、けが人、病人などを市の指定する救護病院もしくはその他の医療機関へ搬送します。
（搬送の際は、家族を中心に人手を確保します。）

ポイント



●避難者の中に医療関係者がいないか呼びかけます。

- 避難者の中に医師や看護師などの有資格者や、専門的な知識や技能を持った方がいないか呼びかけ、いれば応急手当への協力をお願いし、緊急の医療体制を作ります。

2-2

傷病者の把握・応急対応
(感染対策)救護チーム
カード

役 割

体調不良者スペースの設置、体調不良者の把握、緊急搬送の要請を行います。

使うもの

☐感染症対策セット（非接触型体温計・手指消毒液・マスク）☐毛布
☐「感染対策」参照

注意点

☐情報の管理に十分配慮します。
☐感染症防止のために、マスク着用、手洗い、うがいを奨励します。

チェック

1

1 階教育相談室に体調不良者スペースを設置します。
1 人ごとに間仕切りで区切るなどの工夫をします。

チェック

2

救護チーム内で、受付係と体調不良者スペースの係に分かれます。

チェック

3

受付の係は、誘導チームと協力して体調不良者を1 階教育相談室に案内します。体調不良者スペースの係は、「感染対策」を参考に共助でできる範囲で対応を行います。

緊急性が低い

緊急性が高い

チェック

4

収容した体調不良者の「避難者名簿」を、分かる範囲で記入し、受付チームに提出します（家族などがある場合は、記入してもらいます）。

ただちに総務チームを通じ、災害対策本部へ連絡をします。

チェック

5

1 日に2 回程度の検温を実施し、避難者の体調に変化がないか確認を行います。

チェック

6

総務チームからの指示により、受付チームが保管する全ての「避難者名簿」で、「避難所の状況連絡票」の発熱などの症状がある方の項目を集計し、報告します。

医療を必要とする方への対応

●確認の流れ

1 症状などを確認します。

現在の病状を確認します。

緊急性が
高い場合

総務チームを通じ、
災害対策本部に支援
を要請します。

2 傷病者の状況を聞き取りします。

- ①病名
- ②薬やお薬手帳を持参しているか。
- ③どのような配慮が必要か。

どのような傷病者がいるか、
取りまとめを行います。

- 本人や介護者から聞き取りした内容をもとに、できる範囲の対応を行います。
- 被災によって体調の変化が起きやすくなっているため、容体を注意深く観察することが必要です。変化があった場合は、すぐに総務チームを通じ、災害対策本部に支援を求めます。
- 聞き取った内容は、災害対策本部への報告で必要となりますので、避難所の状況連絡票に取りまとめをしておきます（2-8災害対策本部との連絡参照）。

●特殊な医療を必要とする方への対応

- 下記の特殊な医療を必要とする方の情報は、災害対策本部と共有しておくことが特に重要です。
- 災害対策本部が対応するのに必要な情報を確認しながら、できる範囲の対応を行います。

ケース1

人工呼吸器を使用している方

①継続して使用できる時間を確認します。

人工呼吸器は内蔵バッテリー式がほとんどですので、一定時間は使用が可能です。予備バッテリーを持っているかを聞き取り、継続して使用できる時間を確認します。

②総務チームを通じ、災害対策本部に報告します。

自発呼吸がないなど、重篤な場合は、専門の施設への移送が必要になるので、搬送手段などについても災害対策本部と協議します。

③電源を確保します。

避難所に長期間滞在することも想定して、人工呼吸器の電源を確保します。

ア) 発電機が使える場合

発電機はノイズが多く、電圧も不安定なため、一旦外部バッテリーに充電してから、外部バッテリーを人工呼吸器に接続して使用します。

イ) 自動車のシガーソケットが使える場合

ACコンセント変換用のインバーターを使って、直流（DC）を交流（AC）に変換し、使用します。

医療を必要とする方への対応

●特殊な医療を必要とする方への対応

ケース2 在宅酸素療法を実施している方

- ①継続して使用できる時間を確認します。
持参された酸素ボンベで、継続して使用できる時間を確認します。
- ②総務チームを通じ、災害対策本部に報告します。
災害対策本部が事業者へ酸素ボンベの発送を依頼します。
- ③火気には十分気をつけます。
酸素自体は燃えたり爆発することはありませんが、物が燃えるのを助ける性質があるので、火気を近づけないようにします。また、暖房器具やコンロなどは2m以上離すようにします。

使用できる時間のめやす（携帯用酸素ボンベの場合）

酸素流量	ボンベの内容積		
	1.1L	2.0L	2.8L
0.5L／分	5時間30分	10時間	14時間
1L／分	2時間45分	5時間	7時間
2L／分	1時間20分	2時間30分	3時間30分
3L／分	55分	1時間40分	2時間20分
4L／分	40分	1時間15分	1時間45分

- 上記は、酸素の充填圧力が14.7MPa（150kg／cm²）の場合の理論値（5分未満切り捨て）です。
- 呼吸同調器（セーバー）を使用した場合は2～3倍程度長くなります。

使用できる時間のめやす（携帯型液化酸素装置の場合）

酸素流量	装置の液体酸素容量	
	0.38L	1.22L
0.5L／分	10時間	22時間
1L／分	10時間	14時間
2L／分	8時間	8時間
3L／分	5時間	6時間
4L／分	4時間	4時間

- 0.38Lタイプは呼吸同調器（セーバー）を内蔵しており、酸素流量1L以上の場合は同調モードとなります。

出典：在宅酸素療法ハンドブック（大陽日酸株式会社）

医療を必要とする方への対応

●特殊な医療を必要とする方への対応

ケース3 人工透析をしている方

- ①次回の透析日、普段利用している医療機関を確認します。
- ②透析情報を記録した手帳や患者カードを持参しているか、広域搬送または域内透析のどちらの対象者かを確認します。
(主治医から説明を受けていると思いますが、不明の場合は不明と報告します。)
- ③総務チームを通じ、災害対策本部に報告します。
災害対策本部から、透析場所や日時について連絡がありますので、指定された場所までの搬送について、災害対策本部と協議します。
- ④水分の摂取、食事に配慮します。
透析が受けられない時は水分の摂取を控え、しっかりとした食事管理が求められます。タンパク質、塩分、カリウムは控えめにしなければなりません、エネルギーを確保しなければならないため、適正な食事や水分摂取に留意することが必要です。可能な限り、配慮した対応を行います。

【災害時の1日栄養量比較 (外来透析で、体重50kg、尿量0の患者さんの場合)】

平 常 時	区 分	災 害 時
1,350 ～ 1,950kcal	エネルギー	1,300 ～ 1,500kcal
50 ～ 60g	たんぱく質	30 ～ 40g
2,000mg以下	カリウム	500 ～ 1,000mg
750ml	飲水量※	300 ～ 400ml
6g未満	塩分※	3 ～ 4g

(平常時の栄養量は日本腎臓学会「慢性腎疾患に対する食事療法基準2007年版」より、災害時の栄養量は東京都区部災害時透析医療ネットワーク「透析患者災害対策マニュアル(平成22年8月)」より抜粋)
※腎臓の機能が残っていて尿が出ている方は、一日の飲水量・塩分摂取量の制限が少し緩和されます。

【災害時に支給されることが考えられる食品の栄養成分】

	食品名	一個あたりの目安	エネルギー(kcal)	たんぱく質(g)	カリウム(mg)	水分(ml)	食塩(g)
ご飯パン	(塩)おにぎり	100g	168	2.5	29	60	0.5
	あんパン	70g	196	5.5	54	25	0.5
	クリームパン	70g	214	7.2	84	25	0.6
	ジャムパン	70g	208	4.6	67	22	0.6
	ロールパン	50g	158	5.1	55	15	0.6
	クロワッサン	50g	224	4.0	45	10	0.6
果物飲料	バナナ	可食部分100g	86	1.1	360	75	—
	りんご	可食部分180g	97	0.7	198	153	—
	みかん	可食部分80g	37	0.6	120	70	—
	トマトジュース	150g	26	1.1	390	141	0.9
	サイダー	200g	82	—	—	172	—

(文部科学省編「日本食品標準成分表 2010」より抜粋)

出典：難病患者のための災害時準備ガイドブック（大分県）



ポイント

- 情報掲示板などを活用した呼びかけが必要です。
- 透析患者は見た目だけで把握することが難しいため、情報掲示板の活用や呼びかけなどを行って、確実に把握することが大切です。

感染対策

感染対策のために、マスク着用、手洗い、うがいを奨励します。

●手指消毒液は、以下の場所に必要です。

- 体調不良者スペースの中あるいはすぐ外
- 出入口
- トイレ
- 炊き出しや食事のスペース その他 避難所内の必要箇所

トイレのドアノブ、トイレや部屋の照明スイッチ、通路や階段の手すり、水道の蛇口など、避難者が多く触れる箇所については定期的に消毒を行いましょう。

手指衛生のタイミング

水がない場合には、
手指消毒用アルコール製剤で手を清潔にしよう！

手洗い・アルコール消毒するタイミング

1. 食事前
2. 未調理の食材に触れたあと。特に、生肉・鶏肉・魚
※食品を取り扱う者は、取扱い前に石鹸と水で手を洗う。また、
トイレや休憩から戻ったときにも手を洗う。食品取扱者は、擦式
消毒用アルコール製剤を石鹸と水による手洗いの代用とはしない。
3. トイレに行った後
4. オムツを替えた後や、トイレ後のこどものおしりを拭いた後
5. 病人の世話の前後
6. 創傷の手当ての前後
7. 鼻をかんだ後、咳やくしゃみをした後
8. 動物や動物ごみ（糞や抜け毛など）を取り扱った後
9. ごみを取り扱った後

CDCの「災害避難所における感染制御ガイダンス」
避難所における感染対策マニュアル 2011年3月24日版より



感染対策

避難所での感染対策

避難所で注意しなければならない主な感染症

	新型コロナウイルス	感染性胃腸炎	季節性インフルエンザ
感染源	新型コロナウイルス（SARS-CoV2）	ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルスなど	インフルエンザウイルス（A型、B型）
症 状	発熱・咳・のどの痛み・倦怠感・味覚異常など	発熱・嘔吐・下痢	突然の高熱が3～4日間続き、全身症状（頭痛・関節痛・筋肉痛など）と呼吸器症状を伴う。普通の風邪より症状が激しいことが特徴
感染経路	飛沫感染、接触感染	感染者からの糞口感染、接触感染、食品媒介感染	飛沫感染・接触感染
感染期間	症状出現の1日前～	症状のある時期	症状のある期間（発症前24時間から発病後3日程度が最も強い。）
潜伏期間	2～14日	ロタウイルス 1～3日 ノロウイルス 12～48時間後	1～4日（平均2日）

① 飛沫（ひまつ）感染対策

常にマスクを着用し、咳エチケットを守りましょう。

感染している人が咳やくしゃみ、会話をしたときに、口から飛ぶ水滴（飛沫）に包まれた病原体を、近くににいる人が吸い込むことによって感染する。

飛沫が飛び散る範囲は1～2m

飛沫感染するものは接触感染も起こりえる。



マスク着用のポイント

- ▶一度付けたら首から上（特に目・鼻・口）は触らないように気をつける。
- ▶マスクを一時的に外した時に、共用のテーブルなどには置かない。きれいな袋に入れておくなどする。

マスクがない時



せきやくしゃみをする時、マスクやティッシュで口や鼻を覆う。ティッシュはすぐ捨てる。とっさの時は袖で覆う。汚れた手は必ず手洗いすること。

【引用文献】
認定NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）（2020）、「新型コロナウイルス 避難生活お役立ちサポートブック第2版」、p.4

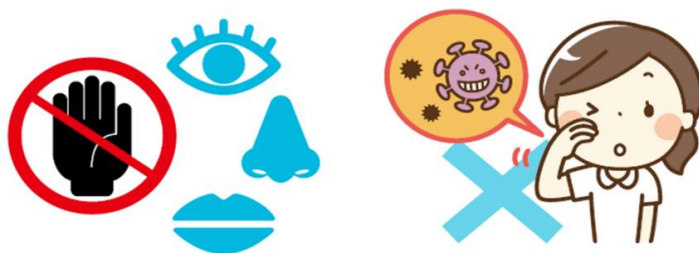
感染対策

② 接触感染対策

基本は手洗いです。

感染源である人と触れることによって伝播する直接接触感染（握手・だっこなど）と、汚染されたものを介して伝播する間접接触感染（ドアノブ・手すりなど）がある。ただし、正常な皮膚が接触することで感染することはほとんどまれで、通常は粘膜と粘膜、または皮膚についた病原体が、目、口、鼻などの粘膜に触れるか、または飲み込むことで感染する。

ウイルスは粘膜を通じて侵入します。手洗い・アルコール消毒の前は、首から上を触らないよう十分に注意しましょう。



共有のものに触れる前後には、手洗い・アルコール消毒をしましょう

アルコール消毒の置き場所

- ▶ 受付
- ▶ 各部屋またはブロックの出入口
- ▶ 階段の上り口
- ▶ トイレの出入り口
- ▶ 食堂、コミュニケーションスペース
- ▶ 充電ステーション
- ▶ ゴミ箱周辺



【引用文献】

認定NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）（2020）、「新型コロナウイルス 避難生活お役立ちサポートブック第2版」、p.2、p.15

感染対策



1 断水の上、石鹸とアルコール消毒液もない！どうやって手を洗う？

手についたウイルスを少しでも減らすために、ウェットティッシュや除菌シートで拭きましょう。それが無ければ、ペットボトルの飲料水を含ませたティッシュで拭くのも効果的です。また、おにぎりやパンを食べる時などは、中身に直接触れるのを避け、包装袋だけを持ちたり、ラップやきれいなポリ袋等に包んで食べるなど工夫しましょう。



手洗い・アルコール消毒のタイミング

▶ マスク着脱の前後

※汚れた手で顔を触ると感染リスクが高まるため

▶ 傷口に触れる前後（使い捨て手袋着用）

※使い捨て手袋が破れた場合感染リスクが高まるため

▶ 顔や口に触れる前後

▶ トイレの前後

▶ 掃除の前後

▶ ドアノブ、机、スイッチ、テーブル、椅子、パソコン、タブレットなどの共用部分に触れる前後

▶ 食事準備の前

▶ 飲食の前

▶ 吐物・排泄物など、体から出てきた物を片付けた後（使い捨て手袋着用）

▶ 鼻汁や痰に直接触れた、または汚れのついたティッシュに触れた後

▶ 汚れた衣類や寝具等に触れた後

▶ 使い捨て手袋を脱いだ後

* 見た目で手が汚れていると思った時は手洗いや拭き取りをしましょう



2 アルコール消毒で手が荒れた！どうすればいい？

夜寝る前にハンドクリームをつけるなど心がけましょう。あまりにひどい状態で、掃除や配膳などの作業をする時は、使い捨て手袋をつけて荒れた手を保護し、その上からこまめにアルコール消毒すると良いでしょう。使い捨て手袋がない場合は、食事の前に手洗いのみを行い、共用の場所を触らないようにしましょう。



注意しましょう！

消毒液の誤飲について

海外を含め、アルコール消毒液または、ペットボトルに移した次亜塩素酸ナトリウム（ハイターやブリーチなど）等の消毒液の誤飲による事故が多発しています。多くは、子どもが飲んでしまったケースですが、認知症の方や日本語のわからない外国人、知的障がいのある方なども高いリスクがあります。一目見てわかるようにラベルを貼ったり、次亜塩素酸ナトリウムは、子どもの手の届かないところに置くなどの配慮が必要です。

【引用文献】

認定NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）（2020）、「新型コロナウイルス 避難生活お役立ちサポートブック第2版」、p.2-3

感染対策

③ 環境清掃

身の回りの整理整頓、掃除に努めて、清潔を保ちましょう。

効果的な掃除の方法

- ▶ 掃除の前後には必ず手洗い・アルコール消毒をする。
- ▶ 居住スペースは1日1回、次亜塩素酸に浸したペーパータオルで拭き掃除する。
- ▶ 拭き掃除は、汚れの少ないところから多いところへ方向に拭き、ウイルスを広げないように注意する。

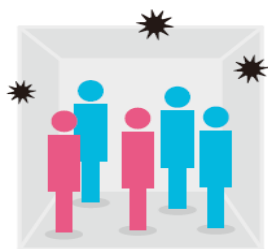


7 次亜塩素酸や除菌スプレーがない時はどうすればいい？

500mlのペットボトルの水に、ペットボトルキャップ10分の1程度の台所用合成洗剤を加えて混ぜ、液を浸したペーパータオルで拭きましょう。ぬめりが気になる場合は、乾いたペーパータオルで2度拭きするとよいでしょう。それもない場合は、ペーパータオルを飲料水で濡らして、汚れをこそぎ落とすように拭きましょう。

④ 適切な環境

3密（密閉・密集・密接）を避けましょう。



換気の悪い
密閉空間



手の届く範囲に多くの人がいる
密集場所

お互いの距離は **2m 以上** あける



近距離での会話や発声をする
密接場面

換気の時間や回数の目安

- ▶ スペースの前後左右の扉や窓を開けて、空気が通るようにする。
- ▶ 窓を開け、窓の方向に扇風機やサーキュレーターを向け空気を循環させる。
- ▶ 1時間に1回、10分程度など時間を決めて行う。



【引用文献】

認定NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）（2020）、「新型コロナウイルス 避難生活お役立ちサポートブック第2版」、p.2、p.5、p.13

感染対策

主な感染症に有効な消毒剤

病名	ウイルス	消毒剤	使用方法	備考
新型コロナウイルス	新型コロナウイルス（SARS-CoV2）	・アルコール消毒液（濃度70%以上95%以下のエタノール） ・0.05%次亜塩素酸ナトリウム液	・手指の消毒やペーパータオルに浸して使用する。 ・次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品を希釈する。	・次亜塩素酸ナトリウム液の噴霧は、人体に悪影響なので行わない。 ・台所用洗剤も効果があるものがある。
感染性胃腸炎	ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルスなど	・0.1%次亜塩素酸ナトリウム液（吐物・排泄物） ・0.02%次亜塩素酸ナトリウム液（環境面）	・次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品を希釈する。	・次亜塩素酸ナトリウム液の噴霧は、人体に悪影響なので行わないでください。
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルス（A型、B型）	・アルコール消毒液（濃度70%以上95%以下のエタノール）	・手指の消毒やペーパータオルに浸して使用する。	

【注意！】

- ①感染症によって有効な消毒剤は違います。
有効な消毒剤を使わないと感染拡大防止にはなりません。
- ②手洗いには、次亜塩素酸ナトリウムは使用できません（皮膚が溶けるため）。

環境清掃に使用する消毒剤

食器、手すり、ドアノブなど身近なものの消毒には、アルコールよりも、熱水や次亜塩素酸ナトリウムが有効です。食器や箸などは、80℃以上の熱水に10分間さらしても消毒ができます。



6 次亜塩素酸ナトリウムってなに？

次亜塩素酸ナトリウムは、塩素系漂白剤ともいい、ハイターや、キッチンブリーチなどの名称で市販されています。いろいろなウイルスや細菌などに消毒効果があります。

- ・ドアノブ、床、調理用具などを消毒する時：次亜塩素酸ナトリウム濃度0.05%
※500mlの水に対して、ペットボトルのキャップ1杯分の次亜塩素酸ナトリウムを入れる
- ・吐物や便を処理する時：次亜塩素酸ナトリウム濃度0.1%
※500mlの水に対して、ペットボトルのキャップ2杯分の次亜塩素酸ナトリウムを入れる



ペットボトルキャップ
1杯の目安は5mlです。



注意しましょう！

次亜塩素酸ナトリウムの有毒ガス発生について

次亜塩素酸ナトリウムは手荒れを起こしやすいため、使うときには手袋をしましょう。濃度が濃い次亜塩素酸ナトリウムは、塩素ガスが発生するため換気をしながら使いましょう。また、『混ぜるな危険』と言われるように、トイレ用洗剤、食酢、アルコール製剤などで酸性タイプのもものと混ぜると、有毒な塩素ガスが大量に発生するため注意が必要です。

次亜塩素酸水は次亜塩素酸ナトリウムとは別物ですので混同しないよう気をつけましょう。

【引用文献】

認定NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）（2020）、「新型コロナウイルス 避難生活お役立ちサポートブック第2版」、p.4

感染対策

発熱など体調不良者の居住スペース巡回時の留意点

- ・発熱など体調不良者スペースの部屋の巡回をする場合は、基本は部屋に入らず、必要時は2m以上の間隔をとって声がけなどの対応をしましょう。
- ・介助などが必要で生活区域に入る場合は、必要に応じて、手袋、マスクを使用し、退室後の手洗い、手指消毒を徹底しましょう。
- ・食事の提供が必要な場合は、避難所スタッフが各部屋の前に届けましょう。
- ・感染症の疑いのある方が使用するトイレや洗面所の消毒を行う場合は、手袋、マスクを着用し、「ドアの取手やノブ、トイレや洗面所、その他共有部分」を①または②の方法で消毒しましょう。
 - ①アルコール消毒液（噴霧可）を噴霧したあと、ペーパータオルで拭く。
あるいは、アルコール消毒液を浸したペーパータオルで拭く。
 - ②0.05%の次亜塩素酸ナトリウム（噴霧不可）を浸したペーパータオルで拭く。

「緊急性が高い」症状の例

以下の症状がある方については「緊急性が高い」と判断し、総務チームを通じ、災害対策本部へ連絡をしましょう。

- ①咳が強く、呼吸が苦しくて眠れない・横になれない（息が苦しそう）
- ②うとうと眠っていて、起こしても起きない（意識がおかしい）
- ③初めてのけいれん・5分以上の長いけいれん・繰り返すけいれん
- ④強い痛み（腹痛・頭痛・体の痛み）
- ⑤いつもと違う・ぐったりしている など

保健師などと連携した健康維持の活動

エコノミークラス症候群予防、生活不活発病予防、熱中症予防、口腔衛生管理、アレルギー疾患の悪化予防、こころの健康保持、妊産婦や産後間もない母親と乳幼児への留意点、子どもに対する留意点、高齢者に対する留意点、慢性疾患の方々に対する留意点など、市の保健師チームの巡回がある場合には相談してください。

2-3

要配慮者の把握・生活支援

要配慮者チーム
カード

役 割

要配慮者の把握、生活支援を行います。

使うもの

☐毛布 ☐要配慮者用資機材

注意点

☐要配慮者は、状況次第では特別な対応が必要になることもあります。そのため、重篤な事態になる前に対応することが必要です。

チェック



1

校舎1階・2階教室に要配慮者スペースを設置します。
要配慮者チーム内で、受付係と要配慮者スペース誘導係に分かれます。

チェック



2

要配慮者スペース誘導係は、「聞き取りシート」をもとに、避難生活において、特別な支援や配慮を必要とする人を早急に把握して、要配慮者スペースに誘導します。

要配慮者スペース誘導係は、生活に必要な支援など、聞き取った内容をもとに「この避難所は一般の避難所なので、あなたの支援について十分に対応できない場合もありますが、もし援助が必要な場合は遠慮なく申し出てください。」と説明します。

チェック



3

収容した要配慮者の「避難者名簿」の記入を支援し、記入後のカードを受付チームに提出します。
(家族などがいる場合は記入してもらいます。)

チェック



4

共助でできる範囲で、要配慮者生活支援、介護を行います。
施設管理者などがいれば、避難所の既存の設備で活用できるものはないか相談しましょう。

チェック



5

共助で対応できない場合、総務チームを通じて、災害対策本部へ専門家などによる支援要請を依頼します。

ポイント



●有資格者などがいないか呼びかけを行います。

➤ 避難者の中に、看護師、介護専門職、ホームヘルパーなど有資格者やボランティア経験者が避難者の中にいないか呼びかけ、要配慮者支援への協力をお願いします。

要配慮者への対応

- 要配慮者のスクリーニングは、原則、市職員が行いますが、大規模災害時に駆けつけられない場合は、以下の考え方をもとに災害対策本部（電話：088-822-8111）と連絡を取ってください。
- 一般避難所には、様々な特性の要配慮者が避難してくることが想定されます。
- しかし、中には一般避難所ではなく、福祉避難所、施設、病院での生活が望ましい方々もいます。
- 下の表を参考に、必要に応じて要配慮者の移送などについて検討しましょう。
- 移送は、①家族、②支援者・ボランティア、③行政職員、④福祉避難所の施設職員が原則行います。どの方もいない場合は、その都度協議しましょう。

	対象者	身体の状態など
一般の避難所の 要配慮者スペースで生活が可能 と思われる要配慮者	高齢者	要支援1・2 要介護1・2
	障害者	視覚障害 聴覚・平衡機能障害 音声・言語機能障害 肢体不自由 内部障害 療育手帳B 精神障害者保健福祉手帳2・3級
	妊産婦	
	乳幼児	
	指定難病の方	
	発達障害児童	
	小児慢性特定疾病の方	
福祉避難所での 生活が望ましい と考えられる要 配慮者	高齢者	要介護3・4
	障害者	肢体不自由（重度） 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級
	指定難病の方	
	育成医療を受けられている方	
施設・病院での 生活が望ましい と考えられる要 配慮者	高齢者	要介護5
	障害者	内部障害（重度）
	指定難病の方	
	小児慢性特定疾病の方	
	育成医療を受けられている方	

ポイント



上の表は、一例です。大規模災害時には、各避難者の状況について聞き取りを行い、総務チームを通して災害対策本部と連絡を取り合いながら、移送先、移送方法について検討をしましょう。

一般避難所の要配慮者スペースでの対応については別冊「要配慮者の特性に応じた避難所における要配慮者支援ガイド」を参考に、共助で対応できる範囲で行います。

2-4

ペットの受入れ

ペットチーム
カード

役 割

ペットの受入れを行います。

使うもの

☐ ペット受入れセット（ペット飼育者名簿・ペットのルール）
☐ 筆記用具 ☐ テント

注意点

☐ ペットスペースは、鳴き声や臭いに配慮して設置します。

チェック



1

運動場西側にペットスペースを設置します。

チェック



2

ペットチーム内で、受付係とペットスペースの係に分かれます。

チェック



3

受付の係はペットを連れた避難者を把握し、ペットスペースへ誘導します。

チェック



4

ペットスペースの係は、誘導された避難者に避難所でのペットのルールについて別紙「ペットのルール」を用いて説明を行い、了解を得られた場合に「ペット飼育者名簿」への記入をお願いし（避難者名簿整理番号を除く）、記入後にペットを受け入れます。

チェック



5

ペットスペースの係は、ペットの手続きが終わった避難者に受付へ行くよう案内します。
（「居住スペースに案内された後に、受付で配布された避難者名簿の整理番号を、ペットチームに報告してください」と伝えます。）

<ペットのルール>

【飼育場所について】

- ペットは指定された場所で、必ずケージに入れるかリードによりつなぎとめて飼育してください。
- 飼育場所は、飼い主が常に清潔にし、必要に応じて消毒を行ってください。



リードでつなぎとめる



ケージに入れる

【衛生管理や健康管理について】

- ペットの排便などは、飼い主の管理のもと、排便させ、後片付けを必ず行ってください。
- 給餌は時間を決めて、その都度きれいに片付けてください。
- ノミ、ダニなどの発生防止、衛生管理、健康管理に努めてください。
- 運動やブラッシングは、必ず屋外で行ってください。

【トラブルや、飼育が困難になった場合は】

- ペットの苦情防止および危害防止に努めてください。
- 飼育が困難になった場合は、ペットチームまたは環境衛生班に相談してください。
- ほかの避難者との間でトラブルが生じた場合は、速やかにペットチームまたは環境衛生班まで届け出てください。

【身体障害者補助犬について】

- 身体障害者補助犬はペットとして扱いません。補助犬を同行して避難された方は、別室に案内します。

ペット飼育者名簿

旭小学校
避難所名

No	避難者カード 整理番号	避難者名	種類	性別	特徴	予防接種等	飼育場所
例	5	高知 太郎	犬 (土佐犬)	♂ メス	体格：中型 毛色：白 特徴：赤い首輪	避妊・去勢：済・未 ※犬の場 登録：済・未 狂犬病：済・未 その他：未	パトスペース
1	12	十市 太郎	犬 (柴犬)	オス メス	体格：小型 毛色：栗茶 特徴：赤いリボン	避妊・去勢：済・未 ※犬の場 登録：済・未 狂犬病：済・未 その他：未	パトスペース
2	23	物部 昭夫	猫 (アメリカン ショートヘア)	♂ メス	体格： 毛色： 特徴：	避妊・去勢：済・未 ※犬の場 登録：済・未 狂犬病：済・未 その他：未	パトスペースに 持参ケージに 入っている
3				オス メス	体格： 毛色： 特徴：	避妊・去勢：済・未 ※犬の場 登録：済・未 狂犬病：済・未 その他：未	
4				オス メス	体格： 毛色： 特徴：	避妊・去勢：済・未 ※犬の場 登録：済・未 狂犬病：済・未 その他：未	
5				オス メス	体格： 毛色： 特徴：	避妊・去勢：済・未 ※犬の場 登録：済・未 狂犬病：済・未 その他：未	

2-5

トイレの巡回確認

トイレチーム
カード

役 割

トイレの状況確認を行い、衛生環境を保ちます。

使うもの

□トイレ応急対策セット

注意点

□使用状況の確認を行い、必要であれば清掃も行います。
□清掃に協力してもらえる避難者の確保も行います。

チェック



1

「トイレの確保」のページを参考に、応急対策を行ったトイレを巡回します。巡回前に、避難所の中で協力してもらえる方を募ります。

チェック



2

トイレが問題なく使用されているかどうかを確認します。また、トイレ前で避難者が密集していないか確認します。要配慮者など配慮が必要な方が、トイレ内で体調不良になっていないか確認します。

チェック



3

定期的に換気、掃除、消毒を実施し、衛生状態を保てるようにします（1日3回以上の掃除・消毒を推奨）。



トイレの清掃・除菌すべき箇所

ポイント



●配管を確認できる人材がいないか避難者に呼びかけます。

➤ 事前に登録している技術者（ ）・（ ）

●洋式トイレは、介助が必要な方を優先に

➤ 洋式トイレは、要配慮者など配慮が必要な方が優先して利用できるようにします。

●トイレのルールを決めます。

➤ トイレを確保したら、ルールを決めて衛生的に使用できるよう、周知を徹底します。

2-6

食料・物資の配給

食料・物資チーム
カード

役 割

食料や物資の配給を行います。

使うもの

☐ 備蓄品リスト（「4. 基本情報」参照） ☐ マスク ☐ 手指消毒液

注意点

☐ 食料や物資は、配給方法などを決め、避難者に周知を行ってから配給を行うようにしてください。

チェック



1

「避難者名簿」の情報から配給人数を確認します。

チェック



2

配給方法、品目、数量などを決定します。
数量が不足する場合は、子ども、妊産婦、高齢者、要配慮者に優先的に配給を行います。

チェック



3

決定した配給方法、品目、時刻、配給場所などを掲示板で周知するよう、情報伝達チームに依頼します。
要配慮者など配慮が必要な方への食料や物資の配給は、食料・物資チームが直接届けるなど配給方法を検討しましょう。

チェック



4

食料や物資を避難所避難者および在宅避難者に配給します。
配給するときには手洗い、手指消毒をし、マスクを着用します。

ポイント



●避難者に対して協力を呼びかける。

- 配給品はかなりの量になることが考えられます。運営を円滑にするために、避難者にも配給、運搬の協力をお願いします。
- 配給時、避難者が並んで密にならないように工夫をします。
- 配給前後には机の消毒を行うようにしましょう。

2-7

被災者への情報伝達

情報伝達チーム
カード

役 割

避難所避難者および在宅避難者への情報伝達を行います。

使うもの

□情報伝達セット・拡声器

注意点

□掲示板による情報伝達を基本として、確実に公平な情報伝達に努めます。

チェック



1

既存の掲示板が使用可能か確認します。

使用可能

使用不可能

チェック



2

体育館や校舎内に設置
します。

2

ホワイトボードなどを
使用し、体育館や校舎
内に設置します。

チェック



3

A4版用紙または大判の模造紙に、掲示したい情報を書き込みます。
掲示の際は、項目別に分けします。

チェック



4

掲示を行ったことを拡声器などで周知します。

ポイント



●要配慮者には個別の配慮を

➤ 要配慮者など配慮が必要な方については、個別の対応や配慮をするようにしましょう。

情報掲示の例

【全ての避難者および地域の被災者へ伝達する情報の場合】

基本伝達方法：①屋外の目立つ場所と居住スペース内に「情報掲示板」の設置
②拡声器などによる音声伝達
③地域へのビラ ほか

閲覧用名簿

〇〇地区	△△太郎
〇〇地区	〇〇花子
〇〇地区	△〇一郎
△△地区	△△二郎
△△地区	〇△春樹
△△地区	■●隆史
△△地区	△■里奈
××地区	〇△恵子
××地区	△□晋也
××地区	◇◇佳乃

配給・配付時間

●食料配給時間は
朝8時頃 昼12時頃 夜18時頃

●物資などは、食料・物資班
が下記にて配付しています。

原則

時間：毎日〇〇時頃
場所：〇〇広場にて

秩序を守って、食料・物資班の指示
に従って受け取ってください。

【避難所内で生活する避難者へ伝達する情報の場合】

基本伝達方法：①居住スペース内の「情報掲示板」の設置
②拡声器などによる音声伝達

<避難所全体のルール>

- 避難所は、避難所運営委員会及び避難者が主体となって運営します。
- 避難所の開設期間は、水道・ガス・電気などのライフラインの復旧する頃までを目安とします。
- 居住スペースは「立入禁止」とし、新しい靴は各自で保管します。
- 居住スペースは、一定持ちこたえてきた時点で「立入禁止」を行います。
- 収容人員を超える場合は、加区内の住民を優先します。
- 衛生の観点から定期的に生活場所を移動し清掃を行います。ご協力ください。
- 格別により危険が生じた際は避難は使用できません。「立入禁止」「立入禁止」「立入禁止」等の張り紙の内容には必ず従ってください。
- 入浴、医療・保健などの巡回相談、各種情報提供のための相談窓口といった生活サービスは、提供できないようには掲示板などで案内します。
- 食料・物資配給。原則、登録した名簿に基づき、避難者だけでなく必要とする地域の全ての被災者の方に配給されます。
- 施設内安全確保。などで、喫煙は敷地外の喫煙場所をお願いします。
- 大規模な地震により、津波や建物使用禁止の恐れがある場合は、再避難も考えられます。その場合は持ち合わせて避難所運営委員会からの指示に従ってください。

<避難所生活のルール>

【生活時間について】

- 起床時間 6時30分、消灯時間 21時30分（原則）
※体育館などの照明は強くなりますが、防犯上、昼下は点灯したままとします。また、夜間は正面玄関の施錠を行います。
- テレビ利用時間 6時30分～21時
- 電話利用時間 6時30分～21時

【洗濯について】

- 洗濯は原則として、世帯単位で行ってください。
- 洗濯機や物干し場など、避難者全員で使用するものについては、各人の良識に基づいて使用し、長時間の占用を避け、他人の迷惑にならないようにしてください。

【ゴミ処理について】

- 世帯ごとに発生したゴミは、原則として、それぞれが世帯が共有のゴミ捨て場に搬入します。
- 共同作業で発生したゴミは、その作業を担当した人たちが責任を持って捨てます。
- ゴミの分別を行ってください。

【プライバシーの保護について】

- 居住スペース及び世帯スペースは、一般の「家」同様、みだりに立ち入ったりのぞいたりしないようにします。
- 居室での個人のテレビやラジオなどの視聴は、周囲の迷惑にならないようにしてください。視聴する場合は、イヤホンを使用してください。
- 携帯電話は居住スペース内ではマナーモードにし、特に夜間は居室内では使用しないでください。

配給・配付時間

●食料配給時間は
朝8時頃 昼12時頃 夜18時頃

●物資などは、食料・物資班
が下記にて配付しています。

原則

時間：毎日〇〇時頃
場所：〇〇広場にて

秩序を守って、食料・物資班の指示
に従って受け取ってください。

感染対策（周知チラシ）



感染症対策 へのご協力を お願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、
「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い

正しい手の洗い方

手洗いの
前に

- ・爪は短く切っておきましょう
- ・時計や指輪は外しておきましょう

1



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。

2



手の甲をのばすようにこすります。

3



指先・爪の間を念入りにこすります。

4



指の間を洗います。

5



親指と手のひらをねじり洗いします。

6



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

②咳エチケット

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など
人が集まるところでやろう



何もせずに
咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを
手でおさえる



マスクを着用する
（口・鼻を覆う）

ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う

正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を
確実に覆う



2 ゴムひもを
耳にかける



3 隙間がないよう
鼻まで覆う

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省

検索



2-8

災害対策本部との連絡

総務チーム
カード

役 割

災害対策本部に連絡します。
リーダーが避難所の状況を把握するために、リーダーの活動を補佐します。

使うもの

☐ 高知市デジタル移動系防災行政無線 基本的な使用方法・その他の機能
☐ 災害時用公衆電話（特設公衆電話）について
☐ 避難所の状況連絡票

注意点

☐ 通信手段が途絶している場合は、連絡員が徒歩や自転車で災害対策本部に向かいます。この場合は、連絡員の安全を最優先にしてください。

●災害対策本部との連絡（時間目安：発災後24時間ごろまで）

チェック

☐

1

はじめに、通信手段（防災行政無線、特設公衆電話など）を確保します。
通信手段を確保（「高知市デジタル移動系防災行政無線 基本的な使用方法」、「災害時用公衆電話（特設公衆電話）について」参照）したら、「避難所の状況連絡票」を使って、災害対策本部へ連絡します。
※まずは、避難者のおおよその人数や年齢構成、緊急搬送の必要がある傷病者の数、ライフラインなどの生活環境の状況や取り急ぎの事項のみを報告

避難所運営に関する担当機関の連絡先

災害対策本部

高知市役所

TEL 088-822-8111（代表）

●リーダーの活動を補佐

チェック

☐

1

各チームの作業の進捗状況を把握します。

チェック

☐

2

定期的にリーダーに状況報告を行います。

チェック

☐

3

リーダーの指示事項を各チームに伝達します。

①電源を入れる

赤い受話器ボタンを長押しして電源をONにします。

※無線機の電源が入っていないと通信を受信できません。災害発生時には電源をONにしてください。



長押しで
電源ON/OFF



②連絡

災害対策本部（あんしんセンター）への連絡

→ *780 を押して、緑の受話器ボタンを押す

各避難所など施設への連絡

→ 3桁の登録番号（別紙「番号表」に記載）を押して、緑の受話器ボタンを押す

1.相手の登録番号を押す

2.発信（緑の受話器ボタン）

相手の声はスピーカーから聞こえます



横のボタンを押しながら
マイクに向かって話す
※ボタンを押しているときは
相手の声は聞こえません

1.受話器を上げる

2.相手の登録番号を押す

3.発信
（緑の受話器ボタン）



- ・鏡地域以外から鏡地域にかける場合、「421**」
 - ・鏡地域から鏡地域以外にかける場合、「422**」
- の後に、3桁の登録番号を押して、緑の受話器ボタンを押してください。

注意

①通話、通信内容は災害対策本部統制台に記録されます。

②下図の青い丸で囲ったボタンを、通信中以外に2秒以上長押しすると、全ての無線局を一斉に呼出します。全体に緊急の連絡をする必要のある時以外は使用しないでください。誤って呼出ししてしまった場合は、赤い受話器のボタンを押して通信を終了してください。

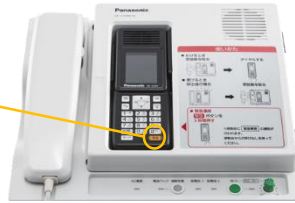


緊急時の通知

災害対策本部に通信が集中していて、呼び出しができない場合、緊急ボタンを長押しすることで、本部の統制台に緊急通知のメッセージを送信できます。本部からの折り返しの連絡をお待ちください。



長押しで
本部に緊急通知



メール機能

メールボタンから、音声による通信ではなく、メールを送ることができます。定型文または自由文を宛先を選んで送信できます。

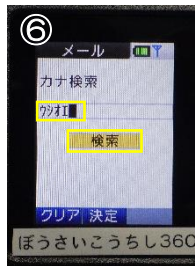
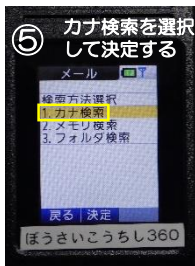
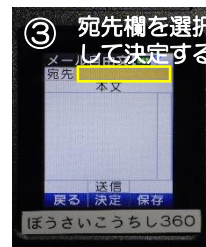
【メール送信の操作】



②以降の項目の
選択は上下△▽
決定は中央の口
を押す



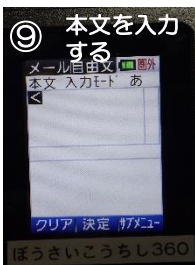
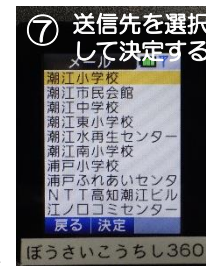
定型文送信
または
自由文送信を
選択して決定する



カナ検索欄に、
番号表のヨミを
参考に入力し、
検索を選択して
決定する

←の例では
㏍打と入力

検索結果→



宛先・本文を確認
して、送信を
選択して決定する

(注意) 送信先の無線機の電源が入って
いないとメールは送信できません。

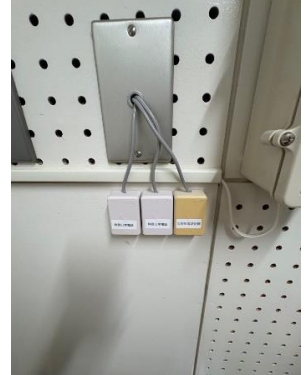
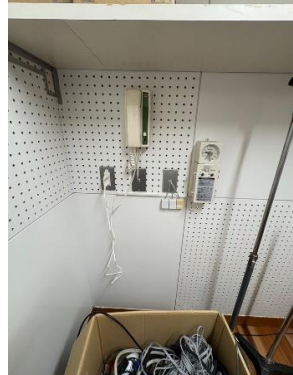
1.特設公衆電話 とは

大規模災害が発生し、一般の通信回線が規制されるなかでも、優先的に発信を行うことが可能です。また、電話線から受電できるため停電時にも使用可能であることから、避難者等の安否確認などを行う通信手段として、あらかじめ避難所等に設置され、被災者が無料で使用できます。

2.特設公衆電話機器

※特設公衆電話機器の設置場所は、配置計画図（別ページ）にも記載。

①モジュージャック設置場所： 体育館ステージ横 放送室内（3箇所）



②電話機の保管場所：

体育館ステージ横 放送室棚（3台）



3.基本的な利用方法

- 電話機をモジュージャックに接続することで使用できます。
- 設置にあたっては、電話線が届く範囲で、避難された方が使いやすい場所に電話機を置いてください。
- 電話機は一般の端末になります。このため、通常の電話機と同様に、発信したい相手の電話番号をダイヤルして利用することができます。

注意

- ①特設公衆電話は、あくまで優先的につながるものであり、必ずつながることを保証するものではありません。
- ②特設公衆電話は、発信専用です。受信は出来ませんのでご注意ください。
- ③主な用途は安否確認です。「1回の通話は1分程度にとどめる」「〇～〇時使用可能」など適宜ルールを設けましょう。
- ④災害時のみ使用するものとなっておりますので、平時に使用しないでください。
※訓練の際は代表者が使用確認するなど使用は最小限にとどめてください。

災害対策本部への報告内容

【報告者用原稿（参考）】

- 「こちらは、ぼうさいこうちし263、
旭小学校、（報告者名）です。」
- 「現在、男性○名、女性○名、計○名が
旭小学校に避難しています。」

[救助要請が必要な場合]

- ・発熱などの症状があり、「感染症が疑われる方」が○名、「けがや病気の治療が必要な方」が○名いるため、救助をお願いします。

[スクリーニングが必要な場合]

- ・また、「要配慮者」が○名、その内、「医療機関や福祉避難所へ移送したほうが良いと思われる方」が○名いるため、市職員などの派遣とスクリーニングおよび移送をお願いします。

※大きな声で、ゆっくり、はっきりと話しましょう！

避難所の状況連絡票

※ 報告経路 避難所 → 市町村（災害対策本部） → 市町村（健康福祉部署）

記入日： 〇 年 〇 月 〇 日

記入者： 〇〇 〇〇

避難所名： 旭小学校

所在地： 本宮町15

避難所報告者： 〇〇 〇〇

避難者数 (概数)	総数	総数 500 名 (男 250 名, 女 250 名) うち避難者(400 名), 在宅避難者(50 名), 帰宅困難者(50 名) 介助が必要な高齢者や障害者等 (5 名) 妊婦 (1 名) 乳児 ※1歳未満 (2 名) 幼児 ※1歳以上就学前 (2 名)	
	医療の必要な方 ※重複可	ケガをしている方 (10) 名 小児科医療の必要な方 (1) 名 人工透析の方 (2) 名 産婦人科医療の必要な方 (1) 名 酸素療法が必要な方 (0) 名 精神科医療の必要な方 (0) 名 発熱等の症状がある方 (0) 名 福祉避難所への移送が必要な方 (0) 名 その他医療の必要な方 (0) 名 (内容:) 病院等への移送を必要とする方 計(2) 名	
	ペット	犬 (5 匹) 猫 (5 匹) その他(0 匹)	
	ライフライン	電 気 使用可 ・ 使用不可 水 道 使用可 ・ 使用不可 ガ ス 使用可 ・ 使用不可 電 話 携帯: 使用可 ・ 使用不可 固定: 使用可 ・ 使用不可 (番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇) (番号 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇)	
生活環境	生活	トイレ	5 ヶ所 (充足 ・ 不足) 洋式便器 (有 ・ 無) くみとり 水洗 (使用可 ・ 使用不可)
		手洗い	5 ヶ所 (充足 ・ 不足)
		食料	食料 (充足 ・ 不足) 飲み物 (充足 ・ 不足)
		要望	食料・飲み物 食料 (500) 名分 飲み物 (500) 名分 生活用品 (不足のものに〇印) トイレ用ペーパー 生理用ナプキン オムツ (大人用・赤ちゃん用) 毛 布 暖房器具 タオル 衣服 (冬服) 依頼事項 燃料 尿尿処理 ゴミ処理 薬 かせ薬 (50 名分) 頭痛薬 () 腹痛薬 () 高血圧 () 抗うつ薬 () その他 () その他 プロパンガスは地震時に非常停止しています。 再開栓できれば、避難所内で調理ができるようになります。

【受理確認日時】 年 月 日 時 分 【確認者氏名】

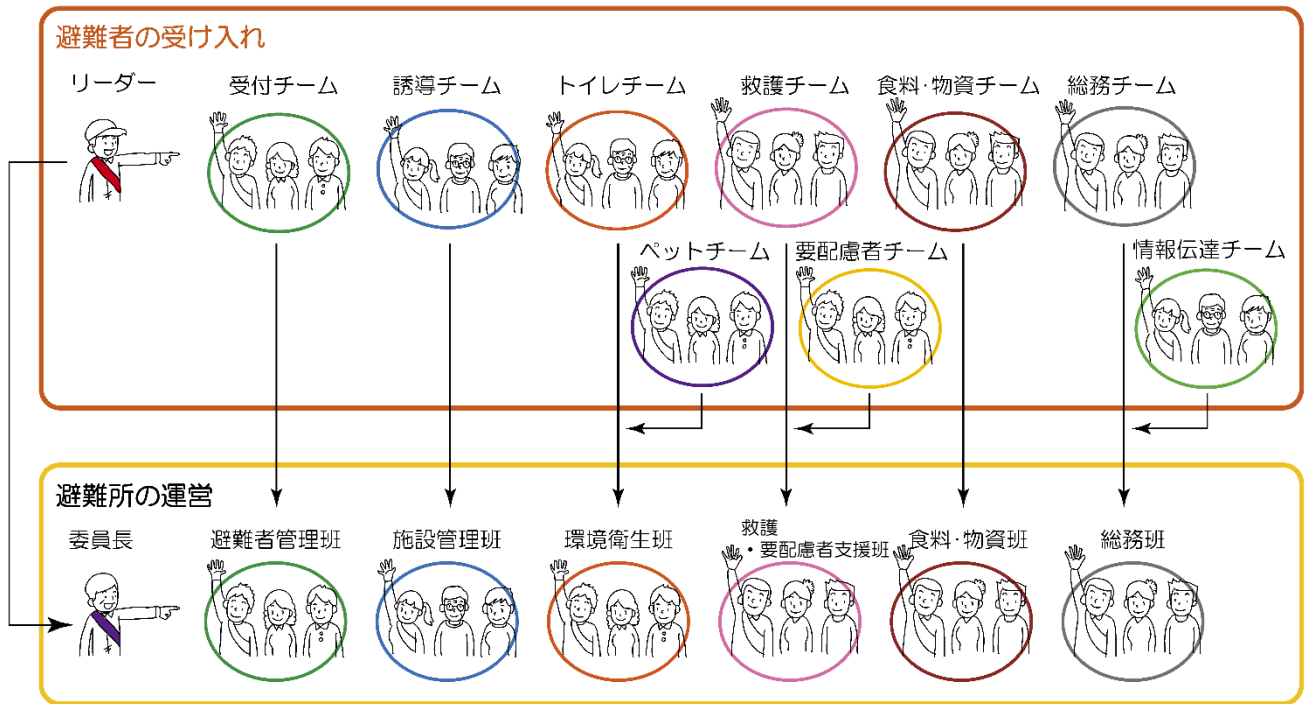
【受理確認方法】 避難所からの直持ち ・ 支援団体経由 ・ FAX ・ 電話等聞き取り ・ メール
その他 ()

3. 避難所の運営

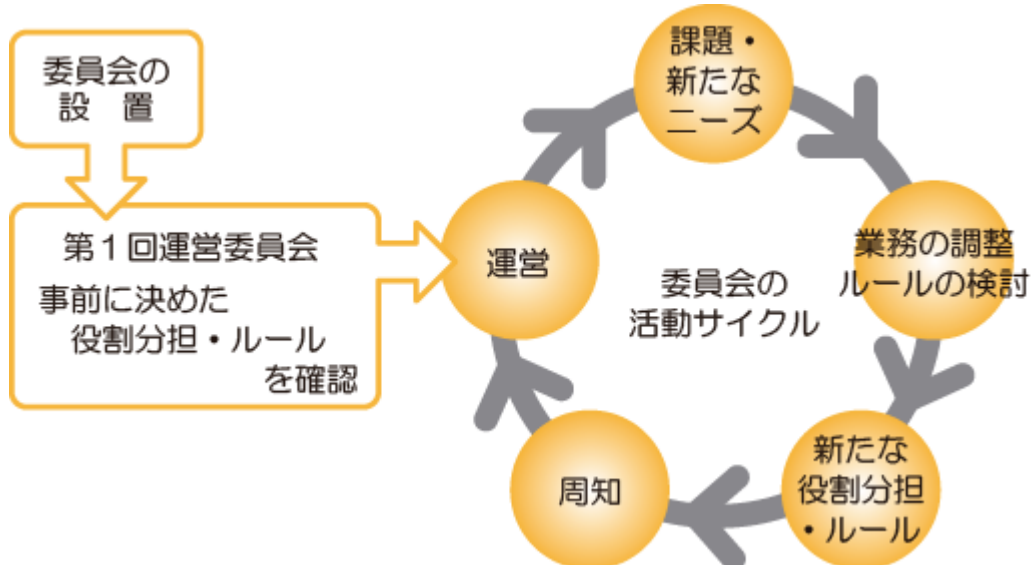
避難所での生活が始まると、避難者からの様々な要望に対応し、生活環境を改善していくための多くの活動を行う必要があります。これらの活動を避難者も含めて協力して行うために、「班」を設置して役割を分担します。

また、班が行う活動の調整や意志決定を行う「避難所運営委員会」を設置します。

【役割の移行】

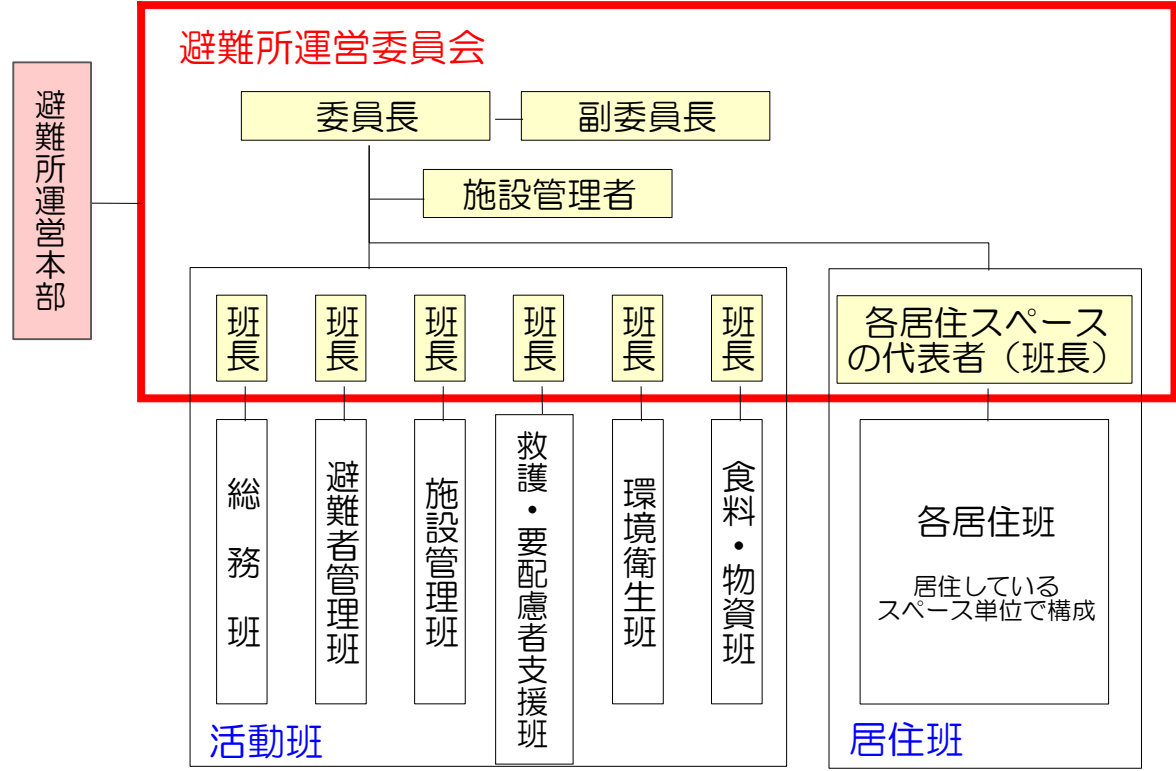


● 避難所運営委員会活動の流れ



3-1 避難所運営委員会の設置

【避難所の運営体制図】



【避難所運営委員会の設置】

- 避難所運営委員会は、1日1回以上開催します。
- 避難所運営委員会は、【避難所の運営体制図】の太枠で囲まれているメンバーで開催します。

職務	決定者	第1順位	第2順位	第3順位
委員長				
副委員長				
施設管理者				

[illegible]

避難所運営委員会

1. 避難所運営体制の確立

- 避難所運営委員会、各活動班それぞれの役員を避難者の互選により補充します。多様な視点が運営に反映されるよう、女性や障害者などにも運営メンバーに入ってもらいます。
- 各役員の交代ルールを定め、運営体制を維持します。
 - ・ 交代のルールは次のとおりとします。
 - 運営委員会役員　：4週間ごとに交代する。ただし再任を妨げない。
 - 活動班役員・班員：各居住班単位で4週間ごとに交代する。

2. 避難所運営全般の意思決定

- 各活動班、各居住班の課題を把握し、対応策の決定を行います。
- 近隣のほかの避難所とも連絡を取り合い、お互いに協力していきます。

3. 各活動班の活動概要

必要となる活動	活動班	人数 (目安)
① 情報の整理 ② 災害対策本部との連絡 ③ 業務の調整など ④ 避難所運営委員会の開催 ⑤ 各班の調整 ⑥ 情報の提供 ⑦ 情報収集 ⑧ 相談や調整 ⑨ 災害対策本部への報告 ⑩ その他（マスコミ対応・避難者への面会希望者への対応など）	総務班	
① 名簿の管理 ② 名簿の作成・更新 ③ 情報の提供	避難者 管理班	
① 施設の管理	施設 管理班	
① 健康の維持 ② 情報収集	救護・ 要配慮者 支援班	
① 環境の維持 ② ペットの飼育	環境 衛生班	
① 配給 ② 調達・管理 ③ 情報収集	食料 ・ 物資班	

3-2 活動内容

一日の流れ

	総務班	避難者管理班	施設管理班
6:30 起床			
8:00 朝食			
	情報の整理 ・災害対策本部や被災などから収集した情報の整理	名簿の管理 ・入退所者などの整理 ・避難者数の把握	施設管理 ・施設の見回り ・発電機への燃料補給 ・生活水の確保
12:00 昼食	災害対策本部との連絡 ・災害対策本部への定時連絡 業務の調整など ・各班の業務の調整 ・ルールの見直し	名簿の作成・更新 ・安否確認用名簿の作成と更新	施設管理 ・居住スペースの見回り ・居住班の状況確認
16:00	避難所運営委員会：各班から活動状況を報告、今後の運営方針を決定 ・避難所運営委員会の開催 ・各班の調整 ・避難者数 ・施設の点検結果 ・避難スペースの状況		
	情報の提供 ・避難者への情報提供		施設管理 ・照明の運用準備
18:00 夕食			
21:30 消灯			施設管理 ・防犯や防火の見回り
随時	情報収集 ・災害対策本部や避難者からの情報収集 相談や調整 ・避難者の相談やボランティアの調整 災害対策本部への報告 ・急病人の発生など、突発的に必要となる災害対策本部への連絡	名簿の管理 ・入退所者の受付 ・外泊者の受付 ・在宅避難者の管理 情報の提供 ・安否確認への対応	施設管理 ・居住班や居住スペースの再編 ・余震発生時の施設の点検 ・防犯や防火対策 ・当直

一日の流れ

- 6:30 起床
- 8:00 朝食
- 12:00 昼食
- 16:00
- 18:00 夕食
- 21:30 消灯
- 随時

救護・
要配慮者支援班

健康の維持
・相談窓口の開設
・体操の実施
・検温の実施
・要配慮者への対応

情報収集
・有資格者への協力依頼

健康の維持
・施設内の巡回
・交流の場の設置
・要配慮者への対応

健康の維持
・検温の実施
・要配慮者への対応

健康の維持
・感染症の予防
・個人の健康相談
・急病発生時、総務班へ
緊急搬送の要請
・保健師などと連携した
健康維持の活動
・心のケア
・自立を妨げない支援
・検温の実施

環境衛生班

環境の維持
・トイレや仮設風呂の
清掃や管理
・ごみの管理

環境の維持
・居住スペースの清掃を
指導

ペットの飼育
・飼育者によるペット
スペースの清掃を指導

環境の維持
・入浴サービスの運用
・トイレの維持
・余震発生時のトイレの
点検

ペットの飼育
・飼育者名簿の管理
・飼育者によるペットの
自主管理の指導

食料・物資班

配給
・朝食炊き出しの指導
・朝食の配給

調達・管理
・食料や物資の在庫量の
確認
・必要な物資の確認およ
び総務班への報告

配給
・昼食炊き出しの指導
・昼食の配給

情報収集
・食物アレルギーの把握
・必要物資の把握

配給
・個別の必要物資の配給

配給
・夕食炊き出しの指導
・夕食の配給

調達・管理
・食料や物資の受入れ
・多様な食事の提供
・要配慮者への食事の配慮

避難所運営委員会：各班から活動状況を報告・今後の運営方針を決定

・避難者の健康状態

・避難所の衛生状況

・食料・物資の状況

総務班

●避難所の日

6:30 起床

8:00 朝食

情報の整理

・災害対策本部や避難者などから収集した情報の整理

- 収集した情報は、種類ごとに「日時」や「発信源」を明記し、整理します。
- 発災直後の段階では、被災者の生命、健康維持に必要な情報、安否情報を優先して整理します。
- 発災から数日間程度の、各支援が入り始める段階では、避難生活支援に関する情報を優先して整理します。
- ライフラインが復旧するなど、状況が安定してきた段階では、生活再建に関する情報を優先して整理します。

12:00 昼食

災害対策本部との連絡

・災害対策本部への定時連絡

- 避難所の状況報告や要望事項などについて災害対策本部との連絡を「避難所の状況連絡票」を用いて行います。
 - 避難者のニーズを把握し、必要な支援を災害対策本部に要請します。
 - 通信手段が途絶している場合、自転車や徒歩で連絡員を災害対策本部に派遣するなど、柔軟な対応をとります。
 - 1日1回以上連絡を取り合います。

業務の調整など

・各班の業務の調整 ・ルールの見直し

- 各班の連携において問題が発生した場合は、委員長の指示のもと、その調整を行います。
 - 活動の優先順位の変化に合わせ、各活動班の人員の増減を調整します。
 - 時間の経過とともに避難所生活ルールの見直しが必要になった場合は、ルールの改善について調整を行います。
- ※生活時間・食事・清掃・ごみ処理・喫煙・飲酒のルールなど

総務班

16:00 避難所運営委員会

- ・ 避難所運営委員会の開催
- ・ 各班の調整

- 1日1回以上、避難所運営委員会を開催します。会が円滑に進むよう連絡、調整を行います。その際、話し合った内容を「避難所運営委員会記録」に記録します。また、必要に応じて資料の作成などを行います。

情報の提供

- ・ 避難者への情報提供

避難所避難者・在宅避難者ともに伝達が必要な情報

（災害状況や今後の災害の予測、物資調達、救援の目途、食料や物資の配給情報など）

- 拡声器などによる音声伝達のほか、避難所の「情報掲示板」に張り紙を行い周知します。
 - 特に食料や物資の配給ルールや配給時間、配給場所については、食料・物資班と連携し、確実な情報伝達を行います。

避難所避難者に伝達が必要な情報

（避難所内での連絡事項や生活ルールなど）

- 拡声器などによる音声伝達のほか、避難所の「情報掲示板」に張り紙を行い周知します。
- 避難所内での感染対策について呼びかけや張り紙を行い周知します。

18:00 夕食

21:30 消灯

●随時対応が必要な活動

情報収集

- ・ 災害対策本部や避難者からの情報収集

- 居住班ごとの意見集約や意見箱、各種相談窓口など、様々な仕組みを利用し、避難者および地域の被災者の状況やニーズを把握します。
- 災害対策本部からの情報以外に、マスコミやほかの避難所の状況なども重要な情報源となります。必要に応じて収集を行います。

総務班

●随時対応が必要な活動

相談や調整

- ・避難者の相談やボランティアの調整

○ 避難者や在宅避難者が利用できる相談窓口を、時期やニーズに合わせ開設します。また、避難者のニーズを把握しながら、災害ボランティアの派遣を要請、調整も行います。

災害対策本部 への報告

- ・急病人や体調不良者の発生、医療機関や福祉避難所への移送が必要な場合における災害対策本部への連絡

- 救護・要配慮者支援班と連携して、急病人や体調不良者の把握を行います。必要に応じて災害対策本部への緊急搬送などの要請を行います。
- 市職員などによる要配慮者のスクリーニングにおいて、避難者の中に医療機関や福祉避難所への移送が必要な方がいた場合は、災害対策本部へ連絡し、指示をもらいましょう。
- 新型コロナウイルス感染症の疑いがある避難者がいた場合は、すぐに災害対策本部へ連絡してください。

その他

- マスコミへの対応を行います。
 - マスコミによる取材は、避難所運営にとって功罪両面があることから、十分な検討を行った上で、可否を判断します。
- そのほか、避難者への面会希望者への対応や、郵便物、宅配便の対応、避難者宛の電話への対応を行います。
 - 面会希望者が来所した場合は、①面会希望者の氏名などの情報を確認し、②「避難者名簿」で該当者を確認し、③該当者がいれば面会希望者と面識があるかを確認し、④確認が取れば面会を行います。
 - 荷物、郵便物などは総務班が保管し、「郵便物等受取簿」を作成し、紛失しないようにします。受渡しは、原則として各居住班長が避難所運営委員会時に預かり、本人に手渡しします。
 - 避難者への電話の即時取り次ぎは行わず、電話が入った場合は、「発信者の氏名、連絡先、用件」などを伝言として預かり、該当者がいるかどうかの確認を行った上で、掲示板に電話があった旨を掲示し、本人から折り返してもらいます。

ポイント



●避難者から相談を受けるにあたって

- 相談時には、プライバシーを確保できるスペースを用意します。
- 女性の相談には女性が応じられるよう、男女両方の相談員を置くよう努めます。
- 相談窓口の設置や巡回相談の開催情報は、避難者だけでなく在宅避難者にも情報掲示板などで伝達し、地域の全ての被災者が機会を利用できるように留意します。

避難所名：旭小学校

[illegible]

郵便物など受取簿

避難所名： 旭小学校

受付月日		月	日	受付担当者名		
	宛 名	居住班名	郵便物等の種類	受取確認		
				受取月日	受取人	
(例)	高知 花子	① 班	はがき・封書 小包・その他 ()	9月 3日	田村 太郎	
1			はがき・封書 小包・その他 ()	月 日		
2			はがき・封書 小包・その他 ()	月 日		
3			はがき・封書 小包・その他 ()	月 日		
4			はがき・封書 小包・その他 ()	月 日		
5			はがき・封書 小包・その他 ()	月 日		
6			はがき・封書 小包・その他 ()	月 日		
7			はがき・封書 小包・その他 ()	月 日		
8			はがき・封書 小包・その他 ()	月 日		
9			はがき・封書 小包・その他 ()	月 日		
10			はがき・封書 小包・その他 ()	月 日		

避難者管理班

●避難所の日

6:30 起床

8:00 朝食

名簿の管理

- ・入退所者などの整理
- ・避難者数の把握

○「避難者名簿」は、食料や物資など避難所運営の基礎となるため、毎日入退所者などの整理を行い、常に最新の状態であるよう情報を更新し、管理します。

12:00 昼食

名簿の作成・更新

- ・安否確認用名簿の作成と更新

○ 安否確認のために外部に公開する「閲覧用名簿」を作成し、更新します。
○「避難者名簿」で避難所への避難を公表してもよいと回答した人のみを対象とします。

16:00 避難所運営委員会

- ・避難者数

○ 会議では、避難者数の報告などを行います。

18:00 夕食

21:30 消灯

避難者管理班

●随時対応が必要な活動

名簿の管理	・入退所者の受付 ・外泊者の受付 ・在宅避難者の管理
	○ 外泊や退所については、居住班の班長を通して必ず申し出をしてもらうよう、避難者全員に呼びかけます。 ○ 外泊者には外泊届を提出してもらいます。 ○ 在宅避難者についても、不在や転居は食料や物資の配給に関わるため、必ず申し出をしてもらうよう周知します。
情報の提供	・安否確認への対応
	○ 「閲覧用名簿」を使用して、安否確認の対応を行います。

外 泊 届

避難所名： 旭小学校

ふりがな 氏 名	こうち たろう 高知 太郎	居住班名	⑤班
外泊先	高知市朝倉地区の親戚宅		
外泊期間	9月 3日～ 9月 5日		
ふりがな 同行者氏名 計（2）名	こうち はなこ 高知 花子		
緊急連絡先	088-〇〇〇-〇〇〇〇 高知 二郎宅		

閲覧用名簿

避難所名： 旭小学校

[illegible]

施設管理班

●避難所の日

6:30 起床

8:00 朝食

施設管理

・施設の見回り ・発電機への燃料補給 ・生活水の確保

- 施設、設備などに異常がないか、見回り確認を行います。
- 発電機への燃料補給を行います。
- トイレや避難所の清掃、洗濯、機材の洗浄などに使う「生活水」を確保します。

以下を参照に生活水を確保します。

水の種類 \ 用途	飲料用 調理用	手洗い 洗顔 歯磨き 食器洗い用	風呂用 洗濯用	トイレ用
飲料水 (ペットボトル)	◎	○	×	×
給水車の水	◎	◎	△	△
災害用浄水機	◎	◎	○	○
プール 河川の水	×	×	×	◎

凡例 ◎:優先する使用方法、○:使用可、△:やむを得ない場合のみ使用可、×:使用不可

12:00 昼食

施設管理

・居住スペースの見回り ・居住班の状況確認

- 施設、設備などに異常がないか、見回り確認を行います。
- 時間経過とともに避難者数が減ってくれば、居住班の統合などの再編を行います。

16:00 避難所運営委員会

・施設の点検結果 ・避難スペースの状況

- 会議では、施設の点検結果や区割り状況、必要物資の報告などを行います。

施設管理班

●避難所の日

施設管理

・照明の運用準備

- 発電機やランタン、懐中電灯などを暗くなる前に準備します。
- 発電機は限られた台数で運用しなければならないため、使用する場所の優先順位を決定し使用します。

18:00 夕食

21:30 消灯

施設管理

・防犯や防火対策の見回り

- 夜間の施錠や巡回警備、宿直などの防犯対策を徹底します。

●随時対応が必要な活動

施設管理

・居住班や居住スペースの再編 ・余震発生時の施設の点検 ・防犯や防火対策の見回り

居住班や居住スペースの再編

- 時間経過とともに避難者数が減ってくれば、居住班の統合などの再編や1人当たりの割り当て面積の拡大、新たな共有スペースの設置など、より良い居住空間の確保に努めます。
- 施設の本来業務に使用する空間と、避難所として使用する空間を明確に区別し、原則、相互の立入りを制限します。

余震発生時の施設の点検

- 余震発生時に「避難所安全確認チェック表」を使用し、早急に安全確認を行います。新たな危険箇所が見つかった場合は、立入禁止にします。

巡回警備

- 環境衛生班と連携し、仮設トイレや仮設風呂内に緊急連絡用の防犯ブザーや笛などを配備します。
- 危険箇所の指摘があれば、照明の増設などを総務班から災害対策本部へ依頼してもらいます。
- 放火などがないように、定期的に巡回を行います。

施設管理班

施設管理

- ・ 防犯や防火対策の見回り

外部からの来訪者への対応

- 安否確認、被災者支援、報道、視察など様々な目的で外部から人が入ってこようとするが、原則、居住スペースへの出入りは禁止とし、防犯やトラブル防止に努めます。

防火対策

- 火気の取扱い場所には、必ず消火器や水の入ったバケツなどを配置します。

救護・要配慮者支援班

●避難所の日

6:30 起床

8:00 朝食

健康の維持

- ・相談窓口の開設
- ・体操の実施
- ・検温の実施
- ・要配慮者への対応

○ 避難所生活の中に、身の回りの簡単な一斉清掃や換気、朝の体操、散歩などを取り入れます。特に高齢者や要配慮者にはいきいき百歳体操などが効果的です。

12:00 昼食

健康の維持

- ・施設内の巡回
- ・交流の場の設置
- ・要配慮者への対応

- 保健師チームの巡回健康相談を災害対策本部に要請します。
- 保健師チームの巡回開始後は、救護・要配慮者支援班員が保健師から健康管理や維持活動の指導を受け、それを避難所内で実践します。
- 状況が落ち着いてきたら、避難者同士の交流の場を設けます。

16:00 避難所運営委員会

- ・避難者の健康状態

○ 会議では、避難者の健康状態、必要物資の報告などを行います。

18:00 夕食

健康の維持

- ・検温の実施
- ・要配慮者への対応

21:30 消灯

●随時対応が必要な活動

健康の維持

- ・感染症の予防

感染予防

- 手洗いや消毒を奨励します。
 - 水不足でもバケツ水やタオルの共用は避け、備蓄品の手指消毒液などを使用して対処します。
- マスクの着用を奨励します。
- 1日に2回、体調の聞き取りおよび検温を行い、健康カードに記録します。

救護・要配慮者支援班

●随時対応が必要な活動

健康の維持

- ・個人の健康相談
- ・急病発生時、総務班へ緊急搬送の要請
- ・保健師などと連携した健康維持の活動
- ・心のケア
- ・自立を妨げない支援

個人の健康相談

- 避難者の健康状態に気を配り、健康的な生活を送れるよう声かけを行います。
- 在宅避難者については、地域住民と連携して見守り活動を行います。
- 避難所避難者や在宅避難者の病気悪化のサインや訴え、健康上の問題を把握したら、速やかに巡回の医師や保健師チームに伝えます。
- 支援する側、される側を固定せず、年齢や性別、障害の有無によらず誰もが何かの役割を果たせる環境づくりに努めます。

急病発生時、総務班へ緊急搬送の要請

- 感染症が疑われる人は、ほかの避難者とは別室に収容し、必要に応じて救護病院などへの搬送を総務班に要請します。
- 総務班と連携して、指定避難所以外で避難生活を送る被災者に、救護病院などの情報提供を行います。

保健師などと連携した健康維持の活動

- 洗口液を用いた歯磨きなど、口腔ケアを奨励します。
 - 肺炎などによる災害関連死を減らすには早期からの口腔ケアが必要です。特に要配慮者は、歯科医師などの専門家による口腔ケアが受けられるよう、保健師チームや災害対策本部への要請を行います。

心のケア

- 特に心のケアは専門家による指導を受けながら対応する必要があるため、心のケアチームの派遣を災害対策本部に要請します。

自立を妨げない支援

- 支援する側、される側を固定せず、年齢や性別、障害の有無によらず誰もが何かの役割を果たせる環境づくりに努めます。

●要配慮者の状態に応じた支援を行う

ポイント



要配慮者の状態		救護・要配慮者支援班と市との連携が必要なこと	避難所内で共助の力でできること
重 ↑ ↓ 軽	避難所での生活が困難だと思われる方。	福祉避難所や医療機関などへの移送を災対本部に要請する。	救護・要配慮者支援班が中心となって、避難所内の介護経験者などの協力を得て、移送や専門職の支援までの間をつなぐ。
	避難所で生活はできるが、専門職のケアが必要だと思われる方。	必要な専門職のケアを災対本部に要請する。	
	専門職のケアでなくても構わない方。	手助けや見守りについて、保健師などから指示や助言をもらう。	避難者全員が支援者になって、手助けや見守りを行う。

救護・要配慮者支援班

●随時対応が必要な活動

健康の維持

- ・医療機関および福祉避難所へ移送されるまでの要配慮者への対応
- ・運営期における要配慮者への対応
- ・要配慮者の家族への対応

医療機関へ移送されるまでの要配慮者への対応

- 要配慮者のスクリーニングは、原則、市職員が行いますが、大規模災害時に駆けつけられない場合は、次ページの考え方をもとに災害対策本部（電話：088-822-8111）と連絡を取ってください。
- 家族などの付添人がいる場合は、付添人が介護することとなりますが、付添人がいない場合には、避難所の救護・要配慮者支援班において、見守りや介護を行う人を決めましょう。
- また、避難者の中に医師、看護師および介護専門職などがいれば協力をお願いしましょう。

福祉避難所へ移送されるまでの要配慮者への対応

- 要配慮者のスクリーニングは、原則、市職員が行いますが、大規模災害時に駆けつけられない場合は、以下の考え方をもとに災害対策本部（電話：088-822-8111）と連絡を取ってください。
- 市職員などが要配慮者のスクリーニングを行い、福祉避難所へ移送する避難者が決まったら、「要配慮者移送要請書」を災害対策本部に送付しましょう。
- 家族などの付添人がいる場合は、付添人が介護することとなりますが、付添人がいない場合には、避難所の救護・要配慮者支援班において、見守りや介護を行う人を決めましょう。
- また、避難者の中に看護師や介護専門職などがいれば協力をお願いしましょう。
- 福祉避難所の一覧を、「4.基本情報」に記載しているので参考にしてください。

運営期における要配慮者への対応

- 要配慮者への支援において、高知県作成の別冊「要配慮者の特性に応じた避難所における要配慮者支援ガイド」を参考に、要配慮者の特性や避難所での困りごとを理解し、必要に応じて手助けを行いましょう。
- 見守りの中で、異常を感じた際は躊躇なく災害対策本部に連絡してください。

要配慮者の家族への対応

- 要配慮者本人だけではなく、介助をする家族にも適宜声がけを行いましょう。
- 過去の大規模災害時には、要配慮者やその家族は、避難所運営をしている人や周りに迷惑をかけないように我慢し、状態が悪化する事例が多く見られたので、積極的に家族への声がけをしましょう。

要配慮者への対応

- 要配慮者のスクリーニングは、原則、市職員が行いますが、大規模災害時に駆けつけられない場合は、以下の考え方をもとに災害対策本部（電話：088-822-8111）と連絡を取ってください。
- 一般避難所には、様々な特性の要配慮者が避難してくることが想定されます。
- しかし、中には一般避難所ではなく、福祉避難所、施設、病院での生活が望ましい方々もいます。
- 下の表を参考に、必要に応じて要配慮者の移送などについて検討しましょう。
- 移送は、①家族、②支援者・ボランティア、③行政職員、④福祉避難所の施設職員が原則行います。どの方もいない場合は、その都度協議しましょう。

	対象者	身体の状態など
一般の避難所の 要配慮者スペースで生活が可能 と思われる要配慮者	高齢者	要支援1・2 要介護1・2
	障害者	視覚障害 聴覚・平衡機能障害 音声・言語機能障害 肢体不自由 内部障害 療育手帳B 精神障害者保健福祉手帳2・3級
	妊産婦	
	乳幼児	
	指定難病の方	
	発達障害児童	
	小児慢性特定疾病の方	
福祉避難所での 生活が望ましい と考えられる要 配慮者	高齢者	要介護3・4
	障害者	肢体不自由（重度） 療育手帳A 精神障害者保健福祉手帳1級
	指定難病の方	
	育成医療を受けられている方	
施設・病院での 生活が望ましい と考えられる要 配慮者	高齢者	要介護5
	障害者	内部障害（重度）
	指定難病の方	
	小児慢性特定疾病の方	
	育成医療を受けられている方	

ポイント



上の表は、一例です。大規模災害時には、各避難者の状況について聞き取りを行い、総務チームを通して災害対策本部と連絡を取り合いながら、移送先・移送方法について検討をしましょう。

一般避難所の要配慮者スペースでの対応については別冊「要配慮者の特性に応じた避難所における要配慮者支援ガイド」を参考に、共助で対応できる範囲で行います。

要配慮者のスクリーニングは、原則、市職員が行いますが、大規模災害時に駆けつけられない場合は、「要配慮者への対応」を参考に災害対策本部（電話：088-822-8111）と連絡を取ってください。市職員などが要配慮者のスクリーニングを行い、福祉避難所へ移送する避難者が決まったら、下記の「要配慮者移送要請書」を災害対策本部に送付しましょう。

要配慮者移送要請書(一般避難所→福祉避難所)

災害対策本部 様

年 月 日

(旭小学校)避難所

下記の要配慮者について、福祉避難所への移送を要請します。

記

要配慮者移送要請者名簿

氏名	生年月日	年齢	性別	住所	付添者
					有 ・ 無
連絡先	かかりつけの医療機関		服薬等		
心身の状態					要配慮者
					人
緊急連絡先	続柄	住所	連絡先		付添者
					人
氏名	生年月日	年齢	性別	住所	付添者
					有 ・ 無
連絡先	かかりつけの医療機関		服薬等		
心身の状態					要配慮者
					人
緊急連絡先	続柄	住所	連絡先		付添者
					人
氏名	生年月日	年齢	性別	住所	付添者
					有 ・ 無
連絡先	かかりつけの医療機関		服薬等		
心身の状態					要配慮者
					人
緊急連絡先	続柄	住所	連絡先		付添者
					人

感染症対策として、救護・要支援者支援班は朝と夕方の1日2回、体調の聞き取りおよび検温を行い、下記の「健康カード」に記入します。体調不良者がいた場合には、「健康相談表」を活用しながら、総務班と連携して、体調不良者の状況を把握し、必要に応じて災害対策本部への緊急搬送などの要請を行います。

(健康カード)

整理番号	氏名

日々の体温と健康状態を下記に記載をしてください

日にち	月／日	体温	激しい咳や呼吸が苦しくなるなどの症状の有無
1日目		朝：℃ 夕：℃	咳・呼吸が苦しい・胸痛・痰・その他()
2日目		朝：℃ 夕：℃	咳・呼吸が苦しい・胸痛・痰・その他()
3日目		朝：℃ 夕：℃	咳・呼吸が苦しい・胸痛・痰・その他()
4日目		朝：℃ 夕：℃	咳・呼吸が苦しい・胸痛・痰・その他()
5日目		朝：℃ 夕：℃	咳・呼吸が苦しい・胸痛・痰・その他()
6日目		朝：℃ 夕：℃	咳・呼吸が苦しい・胸痛・痰・その他()
7日目		朝：℃ 夕：℃	咳・呼吸が苦しい・胸痛・痰・その他()
8日目		朝：℃ 夕：℃	咳・呼吸が苦しい・胸痛・痰・その他()
9日目		朝：℃ 夕：℃	咳・呼吸が苦しい・胸痛・痰・その他()
10日目		朝：℃ 夕：℃	咳・呼吸が苦しい・胸痛・痰・その他()
11日目		朝：℃ 夕：℃	咳・呼吸が苦しい・胸痛・痰・その他()
12日目		朝：℃ 夕：℃	咳・呼吸が苦しい・胸痛・痰・その他()
13日目		朝：℃ 夕：℃	咳・呼吸が苦しい・胸痛・痰・その他()
14日目		朝：℃ 夕：℃	咳・呼吸が苦しい・胸痛・痰・その他()

感染症対策として、救護・要支援者支援班は朝と夕方の1日2回、体調の聞き取りおよび検温を行い、前ページの「健康カード」に記入します。体調不良者がいた場合には、下記の「健康相談表」を活用し、総務班と連携して、体調不良者の状況を把握し、必要に応じて災害対策本部への緊急搬送などの要請を行います。

<健康相談表 例>

- ◎健康相談を受ける際には、下記の内容を基に聞き取りを行いましょう。
- ◎聞き取った内容については、保健師チームに引き継ぐようにしましょう。

氏名		相談日	年	月	日	時	分
住所		電話					
主訴／ いつから、どのような症状があるのか							
治療中の病気／ 受信医療機関 服薬状況等							
体調／ 元気か、食欲、睡眠、 水分摂取、排便、 口腔ケア							
生活のこと／ 日中の活動状況 生活リズム 介助の要否							
他者との交流 心配事 ストレス							
自由記載							

環境衛生班

●避難所の日

6:30 起床

8:00 朝食

環境の維持

- ・トイレや仮設風呂の清掃と管理
- ・ごみの管理

- 清掃当番を決めて毎日清掃を行います。掃除の際はマスクと使い捨ての手袋などを着用し、「共用場所の掃除のポイント」を参考に、備蓄品の手指消毒液を用いてトイレ、仮設風呂周辺を中心に避難者がよく触る場所を清掃します。
- ごみの分別、密封を徹底し、ごみ置場を清潔に保ち、害虫の駆除や発生予防に努めます。なお、感染症対策として、体調不良者スペースから出たごみとそれ以外のごみを分けます。

ごみの捨て方

①ごみ箱にごみ袋をかぶせます。いっぱいになる前に早めに②のとおりごみ袋をしぼって封をしましょう。

②マスク等のごみに直接触れることがないようにしっかりとしぼります。

③ごみを捨てた後は石鹸を使って、流水で手をよく洗いましょう。



※万一、ごみが袋の外に触れた場合は、二重にごみ袋に入れてください。

12:00 昼食

環境の維持

- ・居住スペースの清掃を指導

- 居住スペースの清掃、換気は避難者全員が協力して、また、共有スペースの清掃、換気は居住班単位での当番制などによって行われるよう指導、管理します。

ペットの飼育

- ・飼育者によるペットスペースの清掃を指導

- ペットスペースの清掃は、ペット飼育者による当番制で行われるよう指導、管理します。

16:00 避難所運営委員会

- ・避難所の衛生状況

- 会議では、避難所の衛生状況や環境維持に必要な物資などの報告を行います。

18:00 夕食

21:30 消灯

環境衛生班

●随時対応が必要な活動

環境の維持

- ・入浴サービスの運用
- ・トイレの維持
- ・余震発生時のトイレの点検

入浴サービスの運用

- 仮設風呂、シャワー設置後は「避難者名簿」に基づいて入浴券を発行し、スムーズな運用に努めます。なお、アレルギー疾患を持つ人や乳幼児など、配慮が必要な人に優先利用させます。
- 総務班と連携して、仮設風呂内や居住スペースに入浴ルールの張り紙を掲示します。

トイレの維持

- 総務班と連携して、トイレ個室内や居住スペースにトイレの使用方法、使用ルールの張り紙を掲示します。

防犯対策

- 施設管理班と連携して、トイレ個室内や仮設風呂内に、防犯ブザーや笛などを設置します。

余震発生時のトイレの点検

- 余震後は、トイレの使用を禁止し、「トイレ応急対策手順」を使って早急を確認します。

ペットの飼育

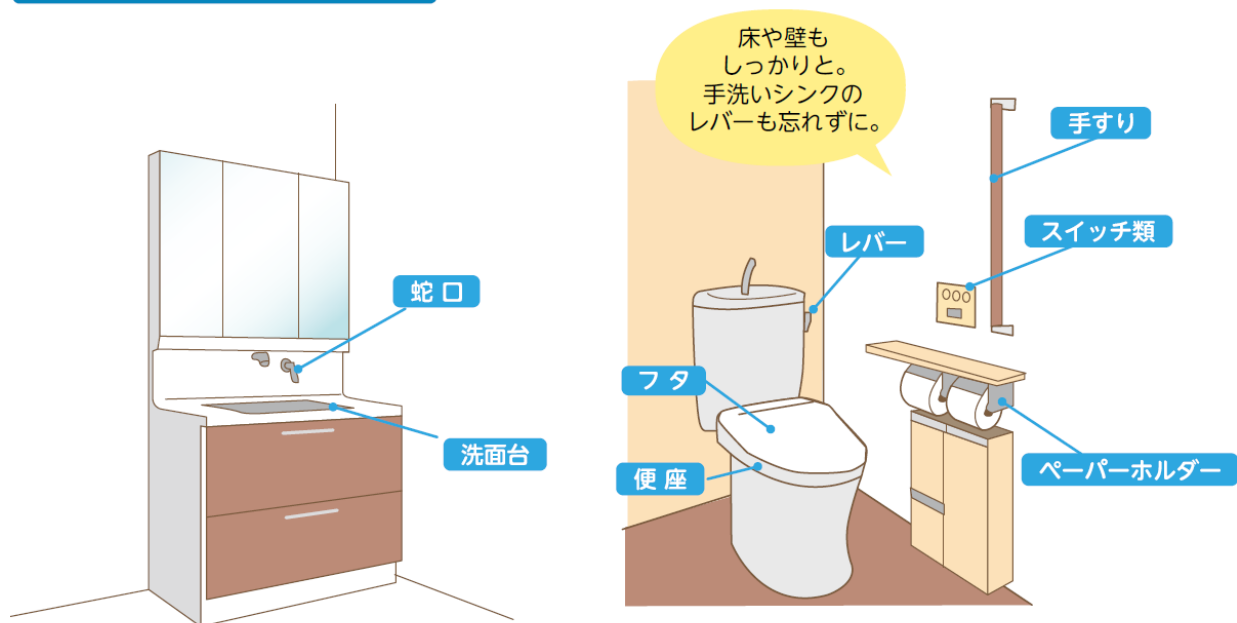
- ・飼育者名簿の管理
- ・飼育者によるペットの自主管理の指導

- 「ペット飼育者名簿」をペットチームから引き継ぎ、情報を更新、管理します。
- 「ペット飼育ルール」を飼育者が理解し、実践できるよう指導、管理します。一方でペットがほかの避難者にとっても癒しの存在になるなどの効用について理解を求めるようにします。

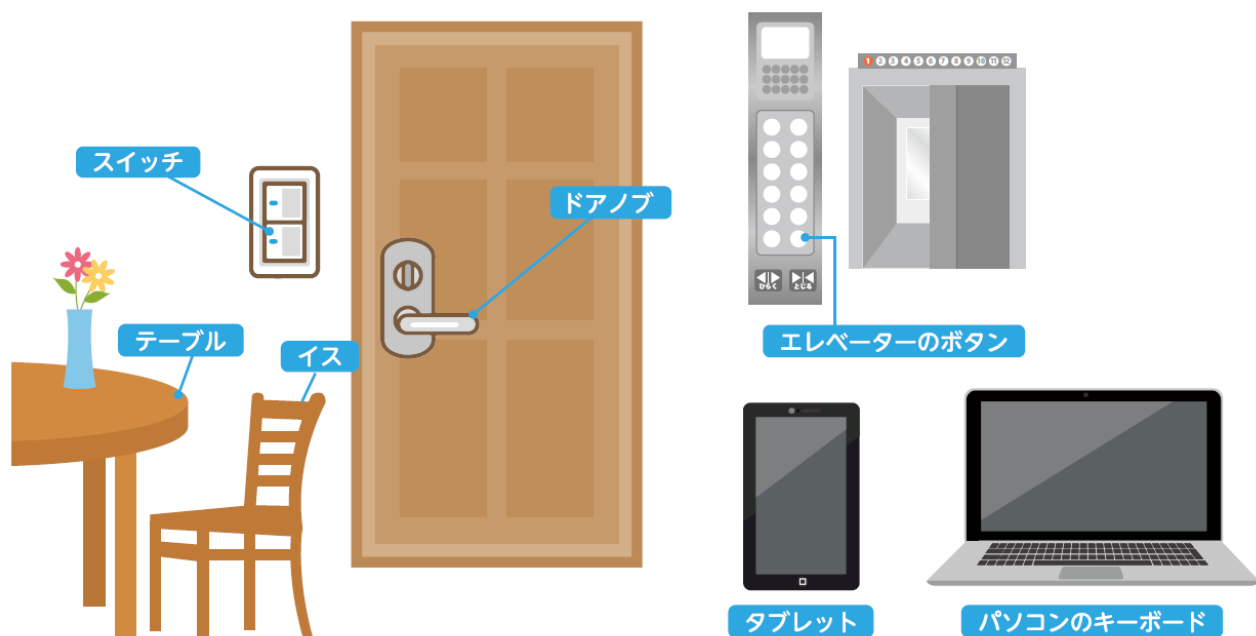
環境衛生班

共用場所の掃除のポイント

トイレの清掃・除菌すべき箇所



人の手がよく触れる箇所



【引用文献】

認定NPO法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）（2020）、「新型コロナウイルス 避難生活お役立ちサポートブック第2版」、p.26

食料・物資班

●避難所の日

6:30 起床

配 給

- ・朝食炊き出しの指導
- ・朝食の配給

炊き出しの指導（昼食・夕食時も同様）

- 炊き出しの際は避難者に声をかけ、避難者全員で協力して行います。
- 避難所の衛生環境が安定してきたら、居住班単位での当番制による炊き出しの運用を行います。
- 炊き出しの際には、手指消毒やマスク着用をお願いし、衛生管理を徹底します。

食料や物資の配給（昼食・夕食時も同様）

- 避難者には、原則、居住班単位で食料や食事の配給を行います。
- 在宅避難者には、原則、世帯の代表者に避難所に受取に来てもらいます。
- 炊き出しやお弁当については、食中毒防止の観点から、原則、1食分ずつの配給とします。
- 避難所に受取に来られない地域の要配慮者などへの配給は、次の方法によって行います。
 - 民生委員や自治会の役員に渡し、届けてもらいます。
 - ボランティアが入ってきたら、ボランティアに届けてもらいます。
- 女性用品（生理用品や下着）、乳幼児のおむつ、大人の介護用おむつなどについては、同性の班員から個別に手渡しするなど配慮をします。
- 配給ルールや配給時間、配給場所については、総務班と連携し、確実な情報伝達を行います。

8:00 朝食

調達・管理

- ・食料や物資の在庫量の確認
- ・必要な物資の確認および総務班への報告

食料や物資の調達

- 必要な食料や物資は、「ニーズ調査票」に記入し、総務班を通じて災害対策本部に要請します。

食料や物資の在庫管理

- 在庫は「食料・物資管理簿」を使って管理します。
- 食料は消費期限、賞味期限を確認し、適切な方法で保管します。

食料・物資班

●避難所の日

配 給

・昼食炊き出しの指導 ・昼食の配給

12:00 昼食

情報収集

・食物アレルギーの把握 ・必要物資の把握

食物アレルギーの把握

- 救護・要配慮者支援班と連携し、食物アレルギーや食事制限のある避難者を早急に把握します。
- 食事へ要望があれば、避難所避難者には居住班単位で、在宅避難者は世帯単位で「食料・物資配送要望票」を食料・物資班に提出してもらいます。

必要な物資の把握

- 避難所避難者には居住班単位で、在宅避難者は世帯単位で「食料・物資配送要望票」を使って要望を出してもらいます。
※ただし、女性用品（生理用品や下着）や乳幼児のおむつ、大人の介護用おむつなどについては、個別に要望を受け付けるなど配慮します。
- その他運営に必要な資機材についても、各活動班から「食料・物資配送要望票」を使って要望を出してもらいます。

配 給

・個別の必要物資の配給

- 要配慮者の生活に必要な車椅子などの補装具や日常生活用具、介護用品などについても、救護・要配慮者支援班と連携し、市の物資対策本部総務班に要請して可能な限り配給できるよう努めます。
- 避難の長期化に伴い必要物資のニーズも変化するため、個別性の高い物資についても可能な限り対応できるよう努めます。

16:00 避難所運営委員会

・食料や物資の状況

- 会議では、食料や物資の在庫状況やニーズなどの報告を行います。

配 給

・夕食炊き出しの指導 ・夕食の配給

18:00 夕食

21:30 消灯

食料・物資班

● 随時対応が必要な活動

調達・管理

- ・ 食料や物資の調達
- ・ 食料や物資の受入れ
- ・ 多様な食事の提供

食料や物資の調達

- 発災4～7日目は、国からのプッシュ型支援により、【食料、毛布、育児用調製粉乳、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレ、トイレトーパー、生理用品】が配送されます。
- 物資については、原則、すべての避難所に配送されることとなっていますが、道路啓開やトラック調達状況などによって困難な場合もあります。
- 旭小学校まで、物資が配送されなかった場合、総務班を通して、市の物資対策本部総務班に物資が配送されている避難所の確認を行います。
- 下の表を参考に、市の物資対策本部総務班と調整し、必要な物資を別の避難所まで調達しに向かいます。
- 発災8日目以降からは、プル型支援が可能となります。避難生活で必要なものがあれば、総務班を通して、「ニーズ調査票」を市の物資対策本部総務班に提出しましょう。

小学校区	配送 順位	名称	収容避難 可能人数	物資が配送されない場合の物資調達先		
				配送順位1位のみ に配送された場合	配送順位2位まで 配送された場合	配送順位3位まで 配送された場合
3 旭	1位	旭小学校	1,711	—	—	—
	2位	高知商業高等学校	3,901	旭小学校	—	—
	2位	高知特別支援学校	1,375	旭小学校	—	—
	3位	木村会館	148	旭小学校	旭小学校	—
	4位	こうち男女共同参画センター「ソーレ」	619	旭小学校	旭小学校	木村会館
	4位	旭町2丁目コミュニティ住宅 集会所	26	旭小学校	旭小学校	木村会館

食料や物資の到着時の受入れ

- 食料や物資の到着時は避難者に声をかけ、協力して行います。

多様な食事の提供

- 可能な限り多様なメニューや栄養バランスへの配慮、適温食の提供に努めます。
- 栄養相談が必要な方がいる場合は、救護・要配慮者支援班を経由して保健師などにつなげます。
- ボランティアや外部からの支援による炊き出し、市町村の栄養士によるメニューの例示などを、災害対策本部に要請します。

食料・物資班

●随時対応が必要な活動

調達・管理

- ・要配慮者への食事の配慮

要配慮者への食事の配慮

- 避難者管理班、救護・要配慮者支援班と連携して普通食が食べられない要配慮者を把握し、可能な限り対応します。
- ※ 高齢者には温かい食事や柔らかい食事、乳幼児には粉ミルクや離乳食、食物アレルギーの人には除去食、難病患者や人工透析患者などには個別の食事制限に応じた食事、外国人には宗教や習慣などを配慮した食事を提供するなど、個別に配慮します。
- 食物アレルギーの方の誤飲誤食防止のため、本人同意のもと、アレルギーサインプレートなどで、周囲の人にわかる工夫を行います。また、献立（原材料）表示を行います。

ポイント



●食事は生命に関わることを認識する。

- 食事への配慮や対応がなければ生命を維持できない人がいることを、避難者全員が認識し、協力します。

ニーズ調査票

1. ニーズ調査票

No. _____
記入・提出日: _____ 年 ____ 月 ____ 日

(避難所名)	旭小学校
(担当名)	高知 太郎
(電話番号)	(FAX番号)
(E-mail)	

(自治体名)	高知市
(担当部門名)	物資対策本部総務班 (担当名)
(電話番号)	(FAX)
(E-mail)	

要請先
(物資支援
チーム)

要請・発注元が記入

No	品目	数量		備考 (物資の用途、提供希望時期、注意事項等を記載)
		個数	単位	
1	ミネラルウォーター(500ml)	300	本	
2	精米(無洗米)	30	kg	
3	お粥	30	個	要配慮者用
4	単3乾電池	20	本	
5	夜用生理用ナプキン	500	枚	
6	紙コップ	500	個	
7	Tシャツ(Mサイズ)	100	枚	
8	木炭	50	kg	
9				
10				

次ページ あり/なし (/)

避難所名： 旭小学校

食料・物資管理簿（複数品目用）					分類（ 衛生関係 ）						
品目	サイズ など	単位	受入払出管理								
生理用ナプキン	夜用	個	日付	〇.〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇	.	.	.	
			入出数	300	-100	-50	200				
			残数	300	200	150	350				
紙コップ	中	個	日付	〇.〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇	.	.	
			入出数	500	-150	-100	-50	100			
			残数	500	350	250	200	300			
紙皿	中	枚	日付	〇.〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇	.	.	
			入出数	300	-100	200	-150	-100			
			残数	300	200	400	250	150			
石けん	中	個	日付	〇.〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇	.	.	.	
			入出数	10	-3	-2	5				
			残数	10	7	5	10				
手指消毒液	200ml	本	日付	〇.〇	〇.〇	〇.〇	.	.	.	.	
			入出数	5	-2	-1					
			残数	5	3	2					
ごみ袋	大	枚	日付	〇.〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇	.	.	
			入出数	100	-30	-20	100	-30			
			残数	100	70	50	150	120			
ごみ袋	中	枚	日付	〇.〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇	.	.	.	
			入出数	200	-50	-80	100				
			残数	200	150	70	170				
ごみ袋	小	枚	日付	〇.〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇	〇.〇	.	.	
			入出数	200	-80	-50	100	-50			
			残数	200	120	70	170	120			
			日付	.	.	.	.	.	.	.	
			入出数								
			残数								
			日付	.	.	.	.	.	.	.	
			入出数								
			残数								
			日付	.	.	.	.	.	.	.	
			入出数								
			残数								
			日付	.	.	.	.	.	.	.	
			入出数								
			残数								
			日付	.	.	.	.	.	.	.	
			入出数								
			残数								
			日付	.	.	.	.	.	.	.	
			入出数								
			残数								

食料・物資配送要望票

※要望経路 居住班長・在宅避難者 → 食料・物資班

避難所名：旭小学校

NO.			要望提出日時	○月	○日	16時	00分
要望者	居住班	氏名： 土佐 三郎 班名： ③班					
	在宅避難者 など	氏名： 住所： TEL： FAX：					

[illegible]

居住班

1. 居住班の運営体制

- 各居住班の中で班長を互選するようお願いします。
- 4週間ごとの交代をルールとします。

2. 居住班の主な活動

- 各活動班の指示のもと、避難所内の各活動に参加します。
- 食料や物資の配給、清掃活動といった、避難所運営の活動を行う際の基礎単位として行動します。
- 班内での助け合い、避難所生活を送ります。

●避難所の一日

6:30 起床

8:00 朝食 食料・物資班、居住班員と協力して、炊き出し、配給を行います。

情報の収集 ・整理

・居住班員のニーズなどの収集や整理

○ 居住班員の状況や意見、ニーズなどを収集し、整理します。

環境の維持 衛生環境班、居住班員とトイレ、仮設風呂などの清掃を行います。

12:00 昼食 食料・物資班、居住班員と協力して炊き出し、配給を行います。

環境の維持 衛生環境班、居住班員と居住スペースの清掃、換気を行います。

16:00 避難所運営委員会 ・各居住班の状況報告

○ 会議では、各居住班の意見、ニーズなどの報告を行います。

情報の提供

・居住班員への情報提供

○ 避難所運営委員会での決定事項、連絡事項などについて報告します。

18:00 夕食 食料・物資班、居住班員と協力して、炊き出し、配給を行います。

21:30 消灯

居住班

●随時対応が必要な活動

名簿の管理

・居住班内の入退所者の状況を把握

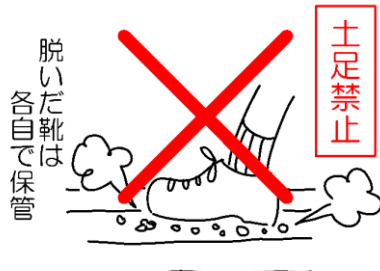
- 避難者は外泊や退所の際は、必ずそれぞれの居住班の班長へ報告を行います。班長は報告を受けた後、避難者管理班に報告します。
- 外泊者には「外泊届」を提出してもらいます。

3-3 避難所のルール

<避難所全体のルール>

- 避難所は、避難所運営委員会および避難者が主体となって運営します。

- 居住スペースは土足禁止とし、脱いだ靴は各自で保管します。



- 居住スペースは、一定落ち着いてきた時点で再配置を行います。

- 衛生の観点から定期的に生活場所を移動し清掃を行います。ご協力ください。

- 被災により危険が生じた部屋は使用できません。「立入禁止」「使用禁止」「利用上の注意」などの張り紙の内容には必ず従ってください。

- 入浴、医療・保健などの巡回相談、各種情報提供のための相談窓口といった生活サービスは、提供できるようになれば情報掲示板などでご案内します。食料・物資と同様に、原則、登録いただいた避難者名簿に基づき、全ての避難者に提供されます。



- 敷地内全面禁煙です。

- 大規模な余震により、津波や建物使用禁止のおそれがある場合は、再避難も考えられます。その場合は落ち着いて指示に従ってください。

- 避難所には、要配慮者など配慮が必要な方が一緒に生活しています。お互いに助け合い、協力しましょう。



<避難所生活のルール>

【生活時間について】

- 起床時間 6時30分、消灯時間 21時30分（原則）

※居住スペースなどの照明は落としますが、防犯上、廊下は点灯したままとします。また、夜間は正面玄関の施錠を行います。

- テレビ利用時間 6時30分～21時

- 電話利用時間 6時30分～21時

※電話が入った場合の即時の取り次ぎは原則行いません。掲示板への張り紙で電話があった旨をお伝えしますので、総務班まで伝言メモを受取に来てください。

【洗濯について】

- 洗濯は原則として、世帯単位で行ってください。
- 洗濯機や物干し場など、避難者全員で使用するものについては、各人の良識に基づいて使用し、長時間の占用を避け、他人の迷惑にならないようにしてください。

【ごみ処理について】

- 世帯ごとに発生したごみは、原則として、それぞれの世帯が共有のごみ置場に搬入します。
- 共同作業で発生したごみは、その作業を担当した人たちが責任を持って捨てます。
- ごみの分別を行ってください。



【プライバシーの保護について】

- 居住スペースおよび世帯スペースは、一般の「家」同様、みだりに立ち入ったりのぞいたりしないようにしてください。
- 居住スペースでの個人のテレビやラジオなどの視聴は、周囲の迷惑とならないようにしてください。視聴する場合は、イヤホンを使用してください。
- 携帯電話は居住スペース内ではマナーモードにし、特に夜間は居住スペース内では使用しないでください。



マナーモードにする。
夜間の居住スペースでは使用しない。

＜食料・物資などの配給ルール＞

【食料・物資について】

- 当避難所に届く食料、物資、水などは、避難所で生活する避難者だけでなく、避難所以外で生活する在宅避難者の分も含めて、災害対策本部から支給されたものです。
- 食料、物資、水などは、原則、提出いただいた避難者名簿に基づき、避難所の避難者にも、在宅避難者にも、公平に配給します。
- 数量が不足する場合は、子ども、妊産婦、高齢者、要配慮者、大人の順に配給します。

【配給時間について】

- 食料配給時間は：朝 **8** 時頃、昼 **12** 時頃、夜 **18** 時頃
- 物資などは、食料・物資班が下記にて配給します。

原則、時間：毎日 _____ 時頃

場所： _____ にて

秩序を守って、食料・物資班の指示に従って受け取ってください。

- 配給する物資の内容や数量は、その都度、掲示板などでみなさんに伝達します。
- 必要な物資などがあれば、「食料・物資配送要望票」を使って、食料・物資班に連絡してください。

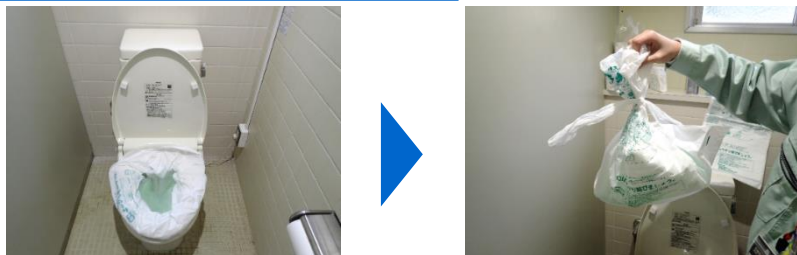
＜トイレの使用ルール＞

【トイレの使用について①】

水洗トイレで配管が破損している、もしくは状況が不明な場合

- 配管の破損状況が確認できないため、水を流すことは禁止とします。
- 携帯トイレを使用して、個室スペースとして利用します。

携帯トイレの使用方法イメージ



【トイレの使用について②】

便器が破損するなど、危険な状況にある場合

- 敷地内のトイレは立入禁止とします。
- 屋外に仮設トイレを設置します。
- 簡易トイレや携帯トイレを用いる場合は、テントなどを使用して、プライバシーを保護するスペースを確保します。

簡易トイレ、携帯トイレのイメージ

仮設トイレのイメージ



簡易トイレ ※組立が必要なものもあります。



携帯トイレ



◎共通事項

- ※体調不良者とその他の方が使用するトイレを分けます。
- ※トイレの出入口に手指消毒液を設置します。

＜安全のためのルール＞

【火気の使用について】

- 避難所で火気を使用するスペースは、原則として炊き出しスペースとします。

※居住スペースでの火気の使用は、行わないでください。
※個人のカセットコンロを使用する際も、炊き出しスペースで使用してください。
※火気を使用する際は、消火バケツや消火器を用意して使用してください。

- 夜間（**21時以降**）は、避難所内で火気を使用しないでください。使用する必要がある場合は、総務班に申し出てください。
- 居住スペースで使用するストーブは、居住班で責任を持って管理してください。燃料を交換する際は、施設管理班に申し出てください。
- ストーブの周りには、燃えやすいものなどを置かないでください。
- 旭小学校の敷地内は**全面禁煙**です。

【夜間の警備体制について】

- 居住スペースは**21時30分**に消灯しますが、共有部分は防犯上点灯したままとします。ご協力ください。
- 夜間是不審者の侵入を防止するために、下記の入口以外は施錠します。ご協力ください。

夜間の出入口

（ ）と

（ ）

※緊急時は他の入口も開放しますが、慌てず指示に従って行動してください。

- 夜間は避難所受付に当直者を配置し、また、防火防犯のため避難所内の巡回を行います。緊急時や何かあった際には、当直者まで一声かけてください。
- 当直は交代制で行います。みなさんの協力を得ながら行いますのでご協力ください。

<ペットのルール>

【飼育場所について】

- ペットは指定された場所で、必ずケージに入れるかリードによりつなぎとめて飼育してください。
- 飼育場所は、飼い主が常に清潔にし、必要に応じて消毒を行ってください。



リードでつなぎとめる



ケージに入れる

【衛生管理や健康管理について】

- ペットの排便などは、飼い主の管理のもと、排便させ、後片付けを必ず行ってください。
- 給餌は時間を決めて、その都度きれいに片付けてください。
- ノミ、ダニなどの発生防止、衛生管理、健康管理に努めてください。
- 運動やブラッシングは、必ず屋外で行ってください。

【トラブルや、飼育が困難になった場合は】

- ペットの苦情防止および危害防止に努めてください。
- 飼育が困難になった場合は、ペットチームまたは環境衛生班に相談してください。
- ほかの避難者との間でトラブルが生じた場合は、速やかにペットチームまたは環境衛生班まで届け出てください。

【身体障害者補助犬について】

- 身体障害者補助犬はペットとして扱いません。補助犬を同行して避難された方は、別室に案内します。

<感染症対策のルール>

- 避難所では、常にマスクを着用しましょう。咳エチケットにもご協力ください。
- 食事の前やトイレ使用时、ごみを捨てた後など、定期的に手洗い・消毒をしましょう。
- 避難所内の換気や清掃、消毒作業にご協力ください。
 - ・ 換気は1時間に1回、10～15分行います。
 - ・ 居住スペースは、毎日清掃します。
 - ・ 机や椅子、ドアノブなど、多くの人が手を触れる場所は、定期的に手指消毒液を浸したペーパータオルなどで拭きます。
- 体調がよくない時は、受付や避難所運営本部に申し出てください。
- 3密（密閉・密集・密接）を避けましょう。



換気の悪い
密閉空間



手の届く範囲に多くの人がいる
密集場所

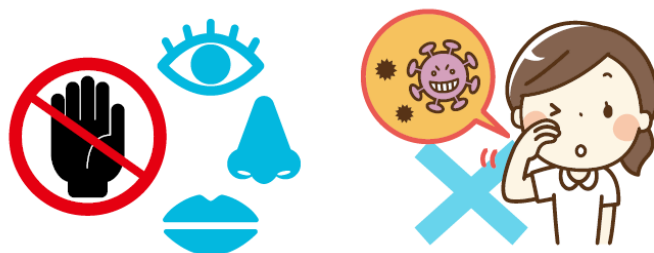
お互いの距離は **2m 以上** あける



近距離での会話や発声をする
密接場面

- 汚れた手で、無意識に目・鼻・口を触らないようにしましょう。

ウイルスは粘膜を通じて侵入します。手洗い・アルコール消毒の前は、首から上を触らないよう十分に注意しましょう。



！感染症対策 へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、
「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い

正しい手の洗い方

手洗いの
前に

・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう

1



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。

2



手の甲をのぼすようにこすります。

3



指先・爪の間を念入りにこすります。

4



指の間を洗います。

5



親指と手のひらをねじり洗いします。

6



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

②咳エチケット

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など
人が集まるところでやろう



何もせずに
咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを
手でおさえる



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う

正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を
確実に覆う



2 ゴムひもを
耳にかける



3 隙間がないよう
鼻まで覆う

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生省 検索



4. 基本情報（備蓄品リスト）

（令和8年3月現在）

分類	品目	数量	単位	配備場所	配備所管課
食料品	飲料水	756	リットル	南舎3階備蓄教室	防災政策課
	アルファ化米	2,050	食	南舎3階備蓄教室	
	即食タイプの食品	0	個		
	液体ミルク	60	缶	南舎3階備蓄教室	
	哺乳瓶	50	本	南舎3階備蓄教室	
日用品	簡易トイレ	33	基	南舎3階備蓄教室	
	パーソナルテント	33	基	南舎3階備蓄教室	
	携帯トイレ	163	箱	南舎3階備蓄教室	
	トイレトペーパー	65,200	m	南舎3階備蓄教室	
	小児用おむつ	404	枚	南舎3階備蓄教室	
	大人用おむつ	144	枚	南舎3階備蓄教室	
	おしりふき	5,520	枚	南舎3階備蓄教室	
	紙パッド	420	枚	南舎3階備蓄教室	
	生理用品	600	枚	南舎3階備蓄教室	
	毛布	260	枚	南舎3階備蓄教室	
	アルミシート	0	枚		
感染症対策衛生用品	マスク（50枚入り）	103	箱	南舎3階備蓄教室	
ボート関連 （津波避難ビル・ タワー配備分）	ゴムボート	0	基		
	救命胴衣	0	着		
	ヘルメット	0	個		
	ロープ	0	本		
その他資機材 （主に津波避難ビル・ タワーに配備）	保管庫	0	個		
	資機材ボックス	0	台		
	救助サイン用資機材	0	セット		
	ラジオ	1	台	南舎3階備蓄教室	
避難所運営用資機材	ボックス	2	個	高知市防災倉庫	地域防災推進課
	靴袋	1,630	枚		
	メジャー	1	個		
	マジック（8色）	10	箱		
	養生テープ	30	個		
	鉛筆	120	本		
	PPテープ	30	個		
	三色ボールペン	30	本		
	カッター	3	本		
	ビブス	30	着		
	USB	1	個		
	消毒液	35	リットル	南舎3階備蓄教室	
	かまど・薪	1	セット	高知市防災倉庫	
	マニュアル式	1	セット	高知市防災倉庫	
その他	自動解錠装置付きキーボックス	1	個	体育館	
	充電セット（充電器、ケーブル等）	1	個	南舎3階備蓄教室	防災政策課

4. 基本情報（備蓄品リスト）

（令和8年3月現在）

分類	品目	数量	単位	配備（整備）場所	配備所管課
感染症対策物品	衛生用品収納箱	1	個	体育館器具庫	防災政策課
	非接触体温計	1	個		
	接触型体温計	0	個		
	乾電池	4	個		
	アルコール除菌シート	200	枚		
	フェイスシールド	4	枚		
	マスク	200	枚		
	手指消毒液	5	リットル		
	液体石鹸（ハンドソープ）	4	本		
	ペーパータオル	4	箱		
	養生テープ（赤）	2	個		
	養生テープ（黄）	2	個		
	養生テープ（青）	2	個		
	施設設備消毒液 （次亜塩素酸ナトリウム：ハイター）	1	本		
	次亜塩素酸ナトリウム希釈容器 （ペットボトル）	1	本		
	施設設備消毒液 （スプレータイプ）	2	本		
	キッチンペーパー	1	本		
	ごみ袋	30	枚		
	ビニール袋（大）	100	枚		
	ビニール袋（小）	100	枚		
	使い捨て手袋（M）	100	枚		
	使い捨て手袋（L）	100	枚		
	使い捨てエプロン	6	着		
	新聞紙	1	部		
	ティッシュペーパー	3	箱		
	ボールペン	2	本		
	受付簿	10	部		
	マジックペン（黒）	2	本		
	マジックペン（赤）	2	本		
	A4用紙	30	枚		
	セロテープ	1	個		
	資料用クリアケース	1	個		
	資料用クリアファイル	1	枚		
	段ボールベッド	2	台	体育館器具庫	地域防災推進課
	間仕切り	20	枚	体育館器具庫	
	簡易ベッド	0	台		
情報通信手段	防災行政無線	1	台	体育館放送室	地域防災推進課
	衛星携帯電話	0	台		
その他	防災用井戸	1	基	体育館南西側	地域防災推進課
	マンホールトイレ	10	基	体育館西側	

4. 基本情報（福祉避難所一覧表）

（令和3年5月現在）

番号	福祉避難所（施設名）	住所
1	保健福祉センター	塩田町18-10
2	東部健康福祉センター	葛島4丁目3-3
3	西部健康福祉センター	鴨部860-1
4	南部健康福祉センター	百石町3丁目1-30
5	障害者福祉センター	旭町2丁目21-6
6	土佐山健康福祉センター	土佐山桑尾1842-2
7	春野あじさい会館	春野町西分1-1
8	ケアハウス パールマリン	仁井田1618-18
9	特別養護老人ホーム あざみの里	薊野北町2丁目25-8
10	特別養護老人ホーム シーサイドホーム桂浜	長浜6598-4
11	高知県立高知若草特別支援学校	春野町弘岡下2980-1
12	特別養護老人ホーム ふるさとの丘	朝倉己1149-106
13	有料老人ホーム あっとホーム	神田1068-1
14	特別養護老人ホーム はるの若菜荘	春野町東諸木3058-1
15	特別養護老人ホーム うららか春陽荘	春野町西分4660
16	特別養護老人ホーム やすらぎの家	針木北1丁目14-30
17	在宅介護センター わかくさ	若草南町22-25
18	特別養護老人ホーム ウエルプラザ高知	一宮しなね2丁目15-19
19	特別養護老人ホーム 森の里高知（ヘリオス）	横浜20-1
20	特別養護老人ホーム 風花の里	西塚ノ原フキ谷76-1
21	ケアハウス あじさいの里	春野町芳原1308-1
22	デイサービス いこいの森	旭町2丁目38-5
23	小規模多機能型居宅介護事業所 ありがとう	横浜西町29-32
24	老人保健施設 あうん高知	一宮西町1丁目7-25
25	グループホーム 憩いの生活館-いっく-	一宮東町1丁目26-3
26	有料老人ホーム おひさまのうた	一宮東町1丁目27-38
27	老人保健施設 シルバーマリン	仁井田1612-21
28	介護老人保健施設 あったかケアみずき	一宮中町2丁目9-4
29	介護老人保健施設 ピアハウス高知	塚ノ原36
30	中山間地域構造改善センター	鏡小浜8
31	介護老人保健施設 梅壽苑	土居町9-18
32	特別養護老人ホーム つむぐ	長浜6598-4
33	福祉牧場 おおなる園	神田2485-2
34	グループホーム つくしの里	鴨部1079-1
35	高知県立高知ろう学校	中万々78
36	高知県立盲学校	大膳町6-32
37	養護老人ホーム 千松園	十津2丁目12-1
38	ユニット型特別養護老人ホーム もとちか	長浜4975番地
39	平成福祉専門学校（校舎部分）	針木北1丁目14-30
40	平成福祉専門学校（寮部分）	針木北1丁目14-30
41	認知症対応共同生活介護あさひ	下島町11番7号
42	サービス付き高齢者向け住宅 いこいの森プラス	旭町3丁目3番地